

資料編

1. 小樽市環境基本条例
2. 計画策定の経過
3. 小樽市環境審議会
4. 小樽市環境基本計画策定推進会議
5. 市民意識調査結果
6. 環境基準
7. 用語解説集

1

小樽市環境基本条例

制 定 平成 22 年 6 月 22 日 条例第 21 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 7 条—第 29 条）

第 3 章 地球環境保全のための施策の推進（第 30 条・第 31 条）

第 4 章 環境審議会（第 32 条—第 36 条）

附則

小樽市は、北海道西海岸のほぼ中央に位置し、海・山・坂など変化に富み、特に海岸線の一部は切り立った崖が連なり、「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に指定されるなど、豊かな自然と景観に恵まれている。また、寒暖の差の少ない海洋性気候で、さわやかな空気、おいしい水に恵まれ、四季を通じて折々の変化を感じられる緑豊かで暮らしやすいまちである。

明治以来、本市は、北海道経済の中心的な役割を果たす商工港湾都市として発展してきたが、現在では、道央圏や後志圏の交通の要衝及び流通拠点であるとともに、レトロな情緒漂う小樽運河や活況を呈した往時をしのばせる歴史的建造物を擁し、独特の街並みが訪れる人たちに安らぎを与える観光都市となった。

私たちは、このような良好な環境の下、快適かつ健康で文化的な生活を営むことのできる権利を有するとともに、郷土の恵み豊かな環境を保全し、さらには、かけがえのない地球を将来の子供たちに引き継いでいく責務を負っている。

このため、自然の生態系を構成する一員としての自覚を持ち、私たちの生活様式の在り方を見直し、限りある資源やエネルギーを有効に利用し、環境への負荷を少しでも軽減することが必要である。それゆえ、先人の知恵と歴史に学びながら、地域はもとより地球規模の視点に立って、市民、事業者及び市のみならず、本市を訪れる人たちや周辺地域とも協働し、創意工夫の下、かけがえのない地球環境の保全に貢献していかなければならない。

また、近年、自然との触れ合いや快適な環境づくりへの関心が高まってきており、失われた自然を回復し、潤いや安らぎといった心の豊かさを感じられる快適な環境を維持し、創造していくことも重要になっている。

このような認識に立ち、本市に集うすべての人々が、環境の問題を自らの課題としてとらえ、相互に協力しながら、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現に向け、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力し、及び連携して推進されなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市民、事業者及び市のすべてが自らの問題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、その日常生活において資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他の必要な措置を講ずるとともに、緑化、資源の循環的な利用その他環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、第3条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、第1項の施策の実施に当たっては、本市を訪れる者に対しても、その協力が得られるように、当該施策の周知に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の連携を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康の保護及び生活環境の保全並びに自然環境の適正な保全を図るため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 人と自然とが共生する環境の保全及び創造に資するため、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、地域の個性を生かした都市景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。

(4) 廃棄物の減量及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用により、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。

(5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第32条に規定する小樽市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、環境への負荷の状況及び環境基本計画に基づき実施した施策の状況を公表しなければならない。

(環境影響評価に係る措置)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるように必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に規定するもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体（以下「民間団体」という。）による環境への負荷の低減に資する施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民、事業者又は民間団体に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、下水及び廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、身近な自然環境と個性を生かした景観等の確保、歴史的文化的遺産の保全その他の潤いと安らぎのある快適な環境の創造を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(海、河川等の水質の保全等)

第15条 市は、良好な水環境を保全するため、海、河川等の水質の保全、水と親しめる空間の創造、海岸線の維持その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第16条 市は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を確保するため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(美観の維持)

第17条 市は、美観の維持及びその意識の高揚を図るため、ごみの散乱の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第18条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映及び参加)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民、事業者及び民間団体の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、その施策の推進に当たっては、市民、事業者及び民間団体の参加の機会の確保に努めるものとする。この場合において、市は、次代を担う子供たちの意見の反映及び参加の機会の確保についても配慮するものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進)

第20条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習を推進するものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次代を担う子供たちの環境の保全及び創造に関する教育及び学習を積極的に推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第21条 市は、市民、事業者及び民間団体による環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第22条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

第23条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があると認めるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(情報の収集及び提供)

第24条 市は、市民、事業者及び民間団体の環境の保全及び創造に関する活動に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第25条 市は、環境の保全及び創造に資するため、必要な調査及び研究の実施に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第26条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第27条 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第28条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民、事業者及び民間団体と共に推進するための体制を整備するように努めるものとする。

(財政上の措置)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 地球環境保全のための施策の推進

(地球環境保全に資する施策の推進)

第30条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第31条 市は、国及び他の地方公共団体、民間団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第32条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として、小樽市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第33条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に答申するとともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第34条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第35条 委員は、規則で定めるところにより、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(補則)

第36条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(小樽市公害防止条例の一部改正等)

2 (略)

3 (略)

2 計画策定の経過

年 月 日	策 定 経 過
平成 24 年度	
平成 24 年 7 月	環境基本計画策定方針・事業計画の決定
平成 24 年 7 月 31 日	第 1 回小樽市環境審議会開催 ・策定方針・事業計画の報告・承認
平成 24 年 11 月 12 日	第 2 回小樽市環境審議会開催 ・検討部会の設置、部会作業の確認
平成 25 年度	
平成 25 年 5 月～6 月	環境に関する市民アンケート調査の実施
平成 25 年 11 月 5 日	第 1 回小樽市環境審議会開催 ・進捗状況報告
平成 26 年 2 月 25 日	第 1 回小樽市環境基本計画策定推進会議幹事会開催 ・計画素案の検討・修正（基本的事項、現状と課題）
平成 26 年度	
平成 26 年 4 月 25 日	第 1 回小樽市環境審議会環境基本計画検討部会開催 ・計画素案の検討・修正（基本的事項、現状と課題）
平成 26 年 5 月	小樽市環境基本計画策定推進会議幹事会策定作業 ・計画素案の検討・修正（基本目標、基本施策）
平成 26 年 6 月 30 日	第 2 回小樽市環境審議会環境基本計画検討部会開催 ・計画素案の検討・修正（基本目標、基本施策）
平成 26 年 8 月 6 日	第 1 回小樽市環境審議会開催 ・計画素案の報告・審議
平成 26 年 8 月 20 日	第 1 回小樽市環境基本計画策定推進会議開催 ・計画原案の検討
平成 26 年 9 月 1 日	第 2 回小樽市環境基本計画策定推進会議開催 ・計画原案の決定
平成 26 年 10 月	パブリックコメントの実施
平成 26 年 11 月	小樽市環境基本計画策定推進会議への報告・承認 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画案の決定
平成 27 年 1 月 8 日	第 2 回小樽市環境審議会開催 ・計画案の諮問・答申
平成 27 年 1 月 26 日	第 3 回小樽市環境基本計画策定推進会議開催 ・答申内容の報告 ・計画の承認
平成 27 年 2 月 4 日	小樽市環境基本計画の決定（市長決裁）
平成 27 年度	
平成 27 年 4 月	小樽市環境基本計画策定 ・計画の公表・施行

3 小樽市環境審議会

小樽市環境審議会規則

制 定 平成 22 年 6 月 22 日規則第 33 号

(趣旨)

第1条 この規則は、小樽市環境基本条例(平成 22 年小樽市条例第 21 号)第 35 条第 1 項及び第 36 条の規定に基づき、小樽市環境審議会(以下「審議会」という。)の委員並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民
- (4) 事業者(法人にあっては、その役員)又はその職員
- (5) 民間団体の構成員
- (6) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会の会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

(部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、専門の事項を調査審議するため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 前 2 条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活環境部において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

氏 名	所属役職名	区 分
丹保 好子	北海道薬科大学 教授	学識経験を有する者
八木 宏樹	小樽商科大学 教授	同 上
阿部 淳一	小樽海上保安部 次長	関係行政機関の職員
鎌田 浩二	小樽警察署 刑事・生活安全官	同 上
高橋 英明	環境科学研究センター 環境保全部長	同 上
田中 伊織	中央水産試験場 研究参事	同 上
井上 榮治	一般公募	市 民
高橋 誠治	同 上	同 上
上参郷 光祐	北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部 幹事長	事業者(法人にあっては、その役員)又はその職員
北川 利秋	小樽商工会議所	同 上
青野 美代子	ネットワーク・らん 代表幹事	民間団体の構成員
大井 厚夫	おたるエコの会 副会長	同 上
吉田 幸子	小樽消費者協会 理事	同 上

(平成 26 年 8 月 1 日現在、敬称略)

4 小樽市環境基本計画策定推進会議

小樽市環境基本計画策定推進会議設置要綱

(設置)

第1条 小樽市環境基本条例(平成22年6月22日条例第21条)第8条及び第28条の規定に基づき、小樽市環境基本計画を策定し、環境施策を総合的かつ効果的に推進するため、小樽市環境基本計画策定推進会議(以下「策定推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小樽市環境基本計画案の審議についてのこと。
- (2) 小樽市環境基本計画の総合的推進に関すること。
- (3) 環境施策の調査研究に関すること。
- (4) その他小樽市環境基本計画の策定及び推進に必要な事項

(組織)

第3条 策定推進会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 策定推進会議に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 副委員長は、生活環境部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、策定推進会議を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定推進会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

(幹事会)

第6条 策定推進会議に、補助機関として幹事会を置く。

- 2 幹事会は、策定推進会議の目的を達成するため、必要な事項について調査協議する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、生活環境部次長の職にある者をもって充てる。
- 5 副幹事長は、生活環境部環境課長の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 8 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 9 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 10 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定推進会議の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月28日から施行する。

附 則 (平成26年7月28日一部改正)

この要綱は、平成26年7月28日から施行する。

別表第1 策定推進会議委員

委 員 名	職 名
委 員 長	副市長
副委員長	生活環境部長
委 員	総務部長
	財政部長
	産業港湾部長
	医療保険部長
	福祉部長
	保健所長
	建設部長
	病院局経営管理部長
	消防本部消防長
	水道局長
	教育委員会教育部長

13名

別表第2 策定推進会議幹事会幹事

幹 事 名	職 名
幹 事 長	生活環境部次長
副幹事長	生活環境部環境課長
幹 事	総務部総務課長
	財政部契約管財課長
	産業港湾部商業労政課長
	生活環境部管理課長
	医療保険部国保年金課長
	福祉部地域福祉課長
	保健所保健総務課長
	建設部庶務課長
	病院局経営管理部管理課長
	消防本部総務課長
	水道局総務課長
	教育委員会教育部教育総務課長

14名

5 市民意識調査結果

1. 調査の概要

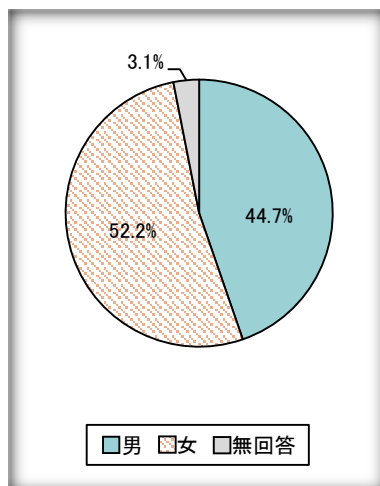
「小樽市環境基本計画」の策定に当たり、本市の環境に対する市民の考え方や意向等を把握し計画に反映させることを目的に、環境施策の方向性を検討する上での基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

	【市民調査】	【小・中学生調査】
調査対象	16歳以上の市民 2,000人（住民基本台帳から性別・年齢階層別に無作為抽出）	小学生 838人（小学校24校 5年生） 中学生 811人（中学校14校 2年生）
調査期間	平成25年5月15日～6月10日	平成25年5月13日～6月7日
調査方法	調査票を郵送により配布・回収 （無記名回答）	調査票を各学校に依頼し配布・回収 （無記名回答）
配布数	2,000	1,649
回収数	693（回収率34.7%）	1,649（回収率100.0%）

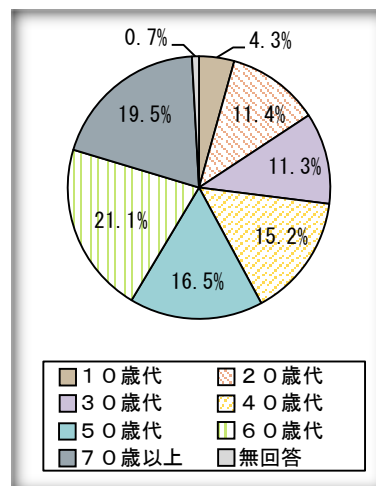
2. 市民調査結果

問1. あなたに関することについてお伺いします。（当てはまる項目を一つ回答）

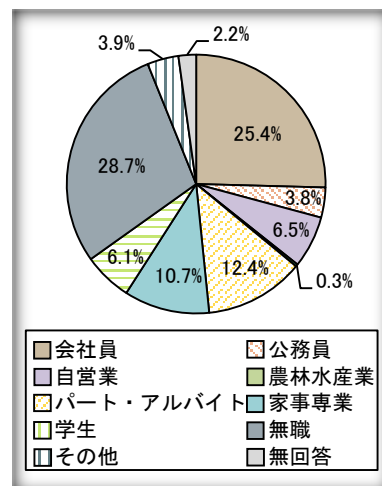
（1）性別



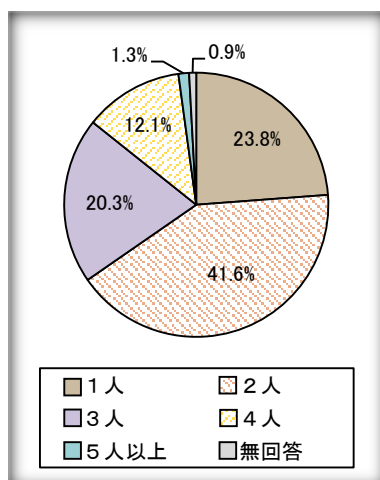
（2）年齢



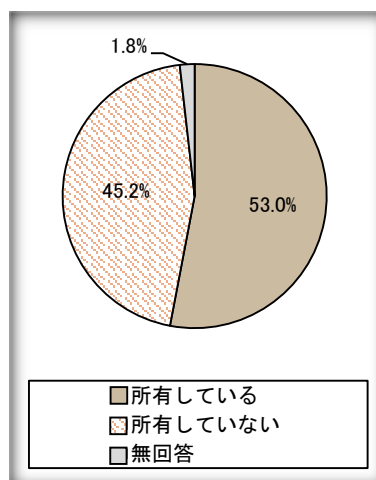
（3）職業



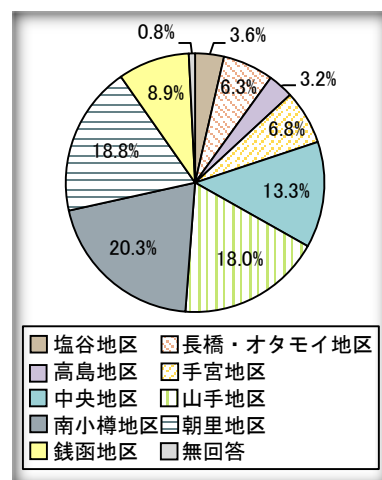
（4）世帯人員



（5）自動車の所有

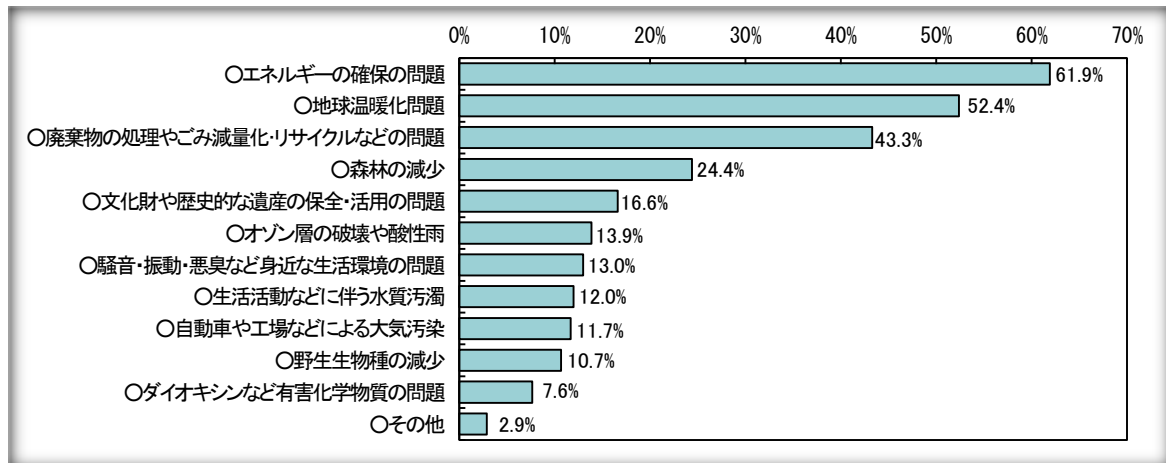


（6）お住まいの地区



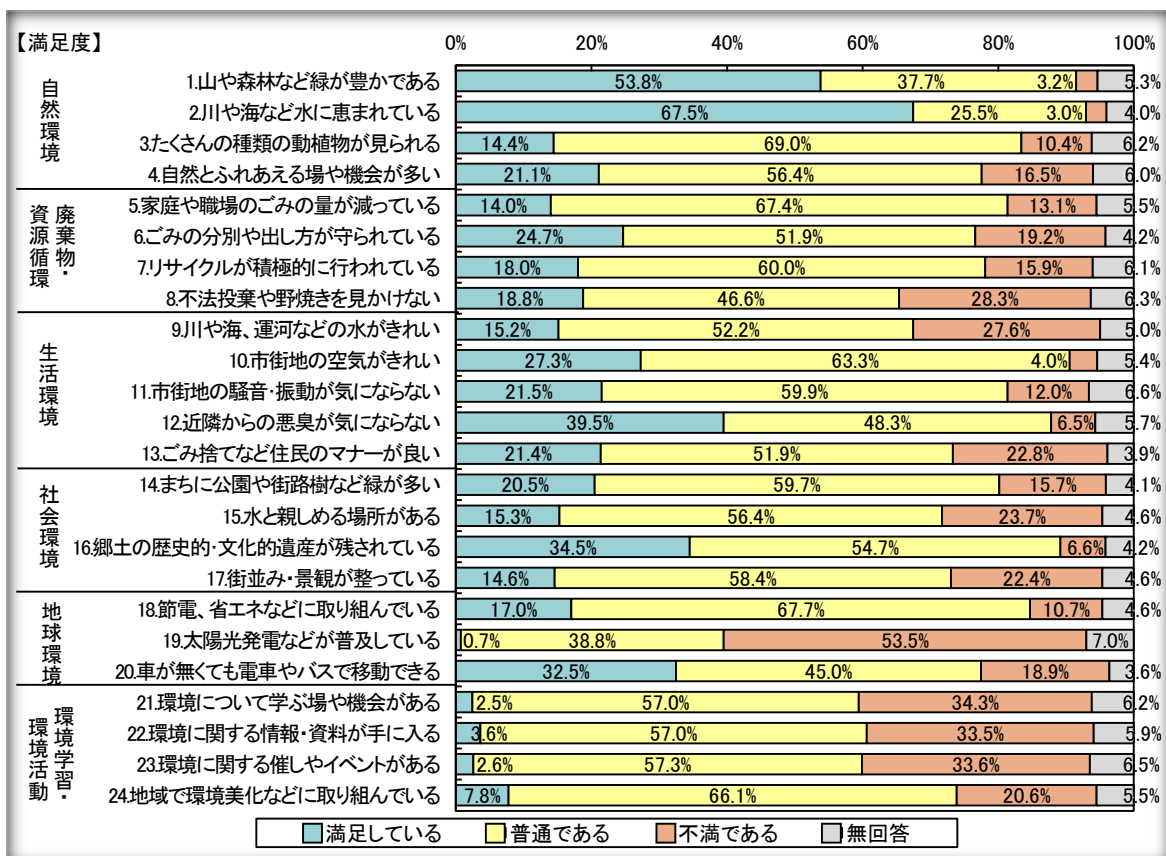
問2. 現在あなたが環境問題で関心のあることは、どのような分野ですか。
(当てはまる項目を三つまで回答)

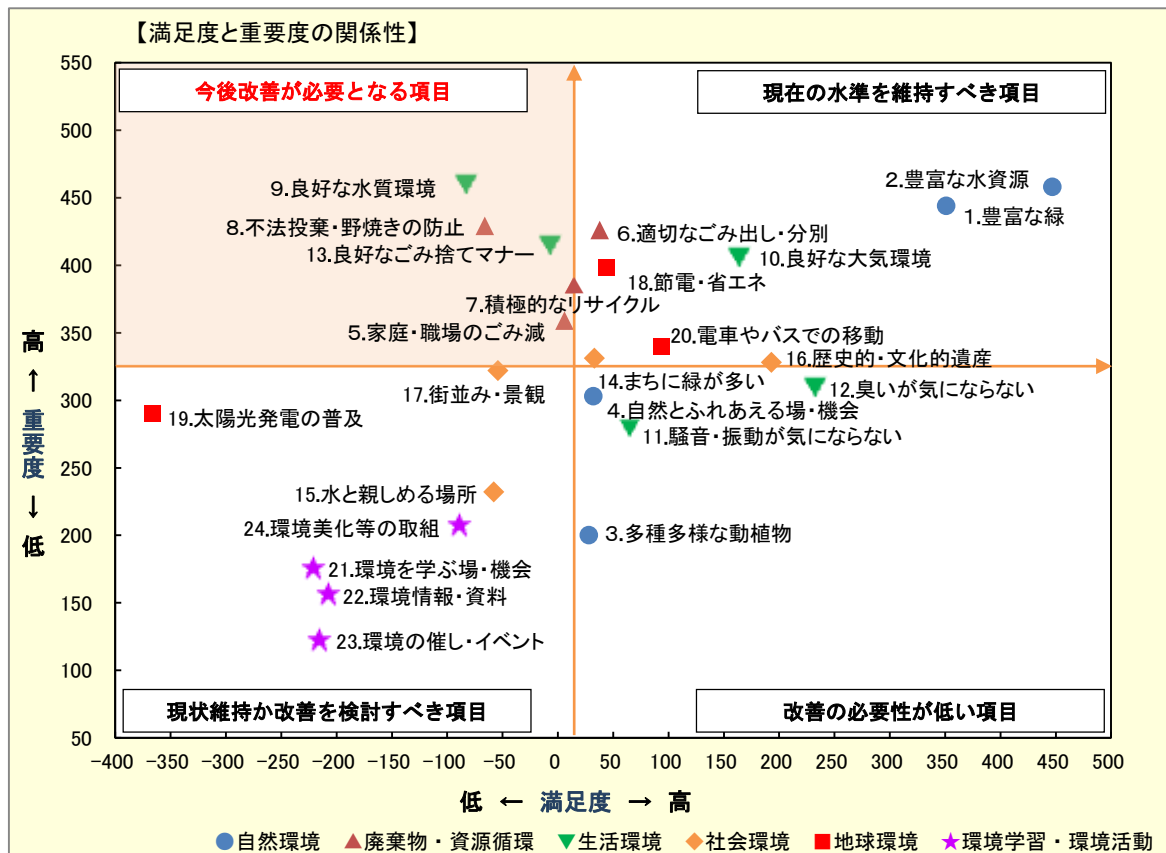
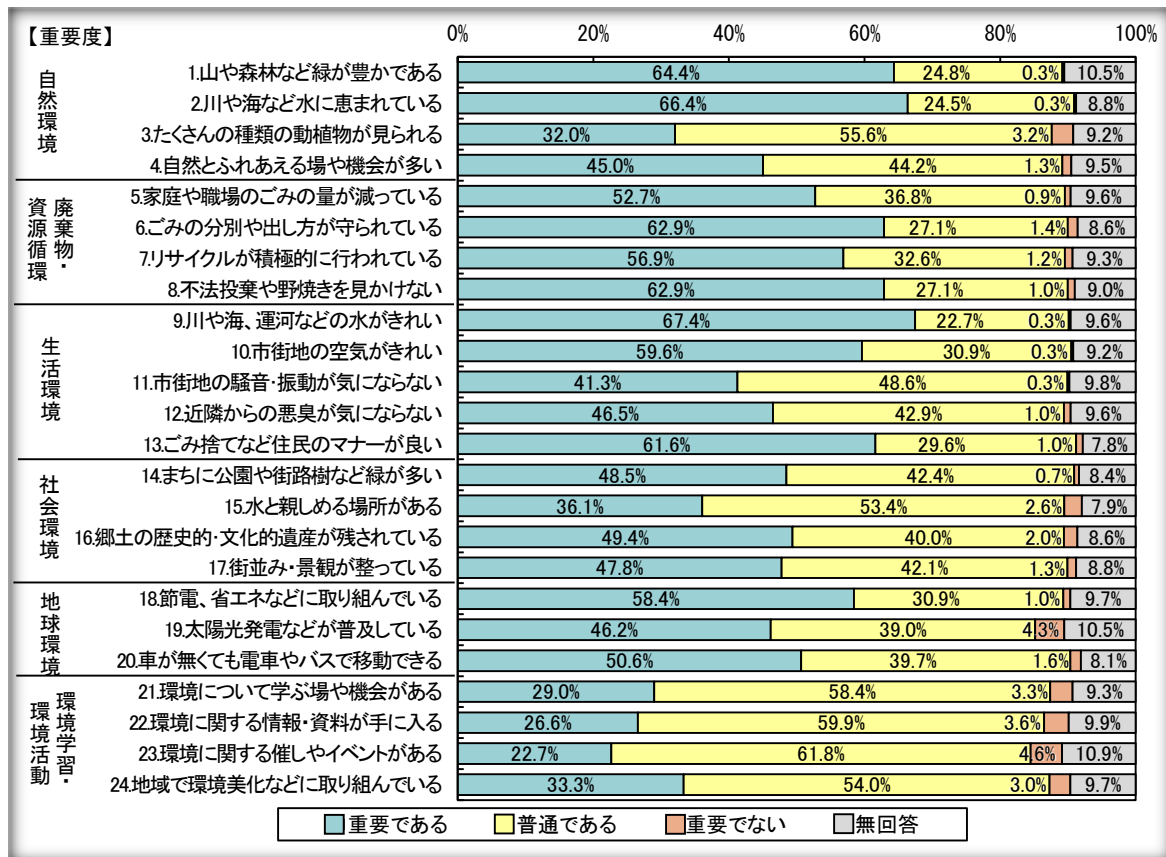
- ・「エネルギーの確保の問題（61.9%）」や「地球温暖化問題（52.4%）」、「廃棄物の処理やごみ減量化・リサイクルなどの問題（43.3%）」に対する関心が高くなっています。



問3. 小樽の環境に関する各分野について、あなたはどのように評価していますか。
(各項目の「満足度」「重要度」それぞれで当てはまる評価を一つ回答)

- ・「満足している」との回答は、「2. 川や海など水に恵まれている（67.5%）」や「1. 山や森林など緑が豊かである（53.8%）」が多く、「19. 太陽光発電などが普及している（0.7%）」と環境学習・環境活動についての4項目（10%未満）が少なくなっています。
- ・「重要である」との回答は全体を通して多い傾向にありますが、その中でも、「9. 川や海、運河などの水がきれい（67.4%）」や「2. 川や海など水に恵まれている（66.4%）」などの水環境に関するものと、「6. ごみの分別や出し方が守られている（62.9%）」や「8. 不法投棄や野焼きを見かけない（62.9%）」といったごみに関係する項目が多くなっています。





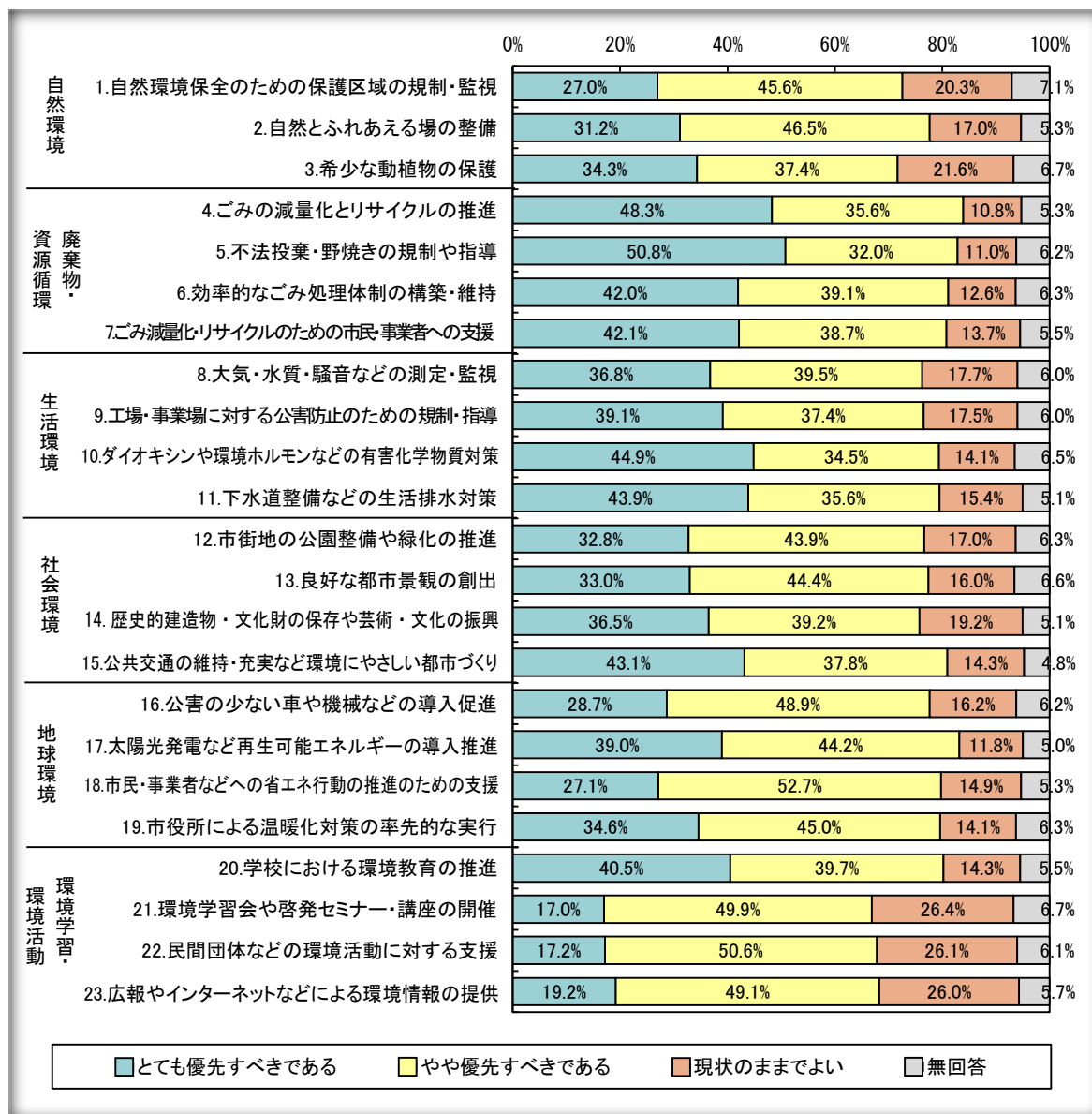
（評定の算定方法） 満足度＝「満足している」の回答数－「不満である」の回答数

重要度＝「重要である」の回答数－「重要でない」の回答数

（項目の分類方法） すべての評点について、満足度の平均値（15）と重要度の平均値（326）を基準とし、グラフを4分割して項目の分類を行いました。

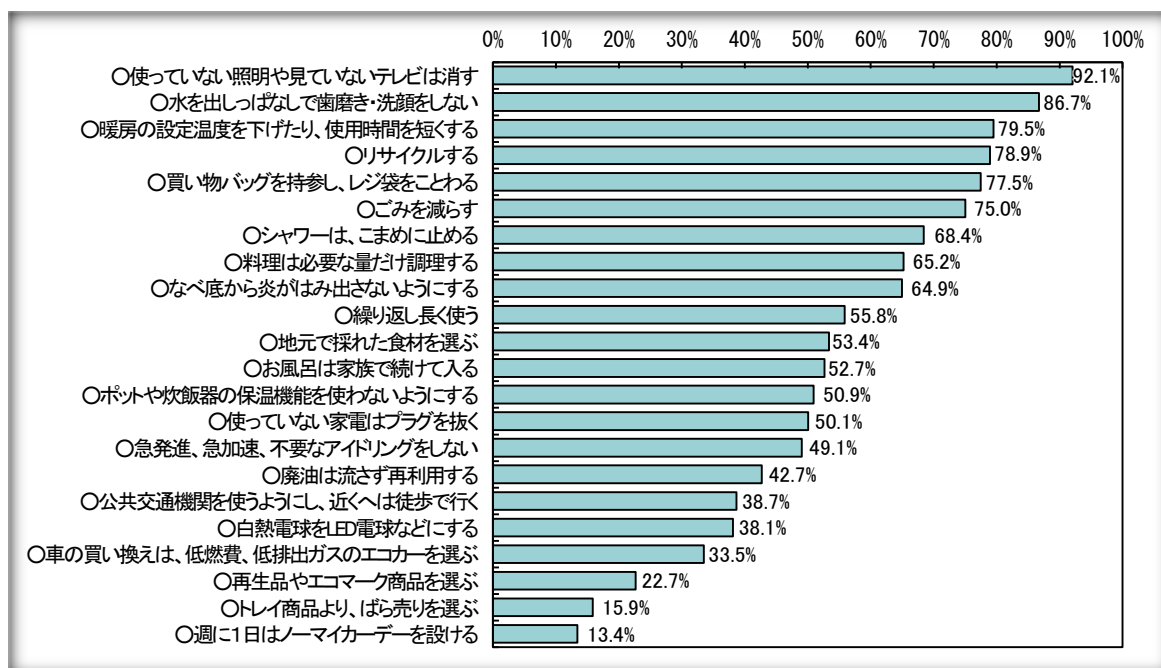
問4. より良い環境づくりのために行政が取り組む各施策について、あなたはどの程度優先すべきだと思いますか。(当てはまる優先度を一つ回答)

- ・優先度が高い項目としては、「5. 不法投棄・野焼きの規制や指導（50.8%）」や「4. ごみの減量化とリサイクルの推進（48.3%）」など、廃棄物処理やリサイクル推進に関わるものとなっています。



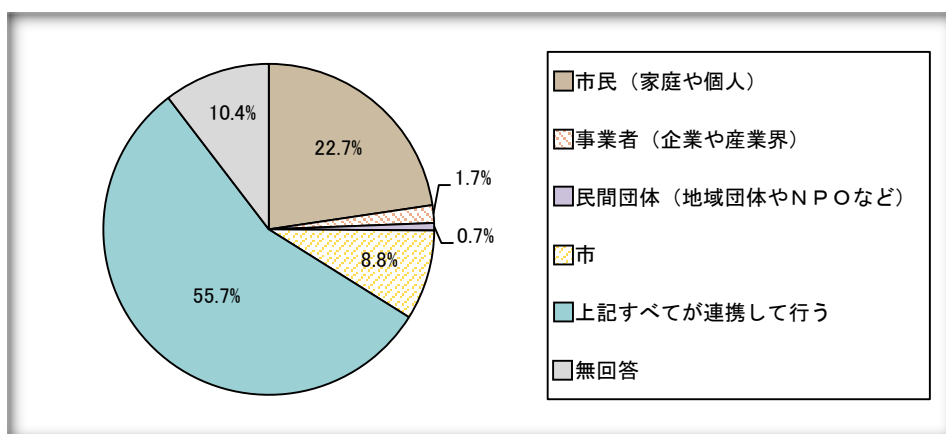
問5. あなたが普段の生活の中で環境のために実践していることはありますか。
(当てはまる項目をすべて回答)

- ・「使っていない照明や見ていないテレビは消す（92.1%）」や「水を出しっぱなしで歯磨き・洗顔をしない（86.7%）」など、節電・節水に取り組んでいる割合が高くなっています。
- ・「再生品やエコマーク商品を選ぶ（22.7%）」や「トレイ商品より、ばら売りを選ぶ（15.9%）」といった日常の買い物における取組や「週に1日はノーマイカーデーを設ける（13.4%）」といった取組はあまり実践されていません。



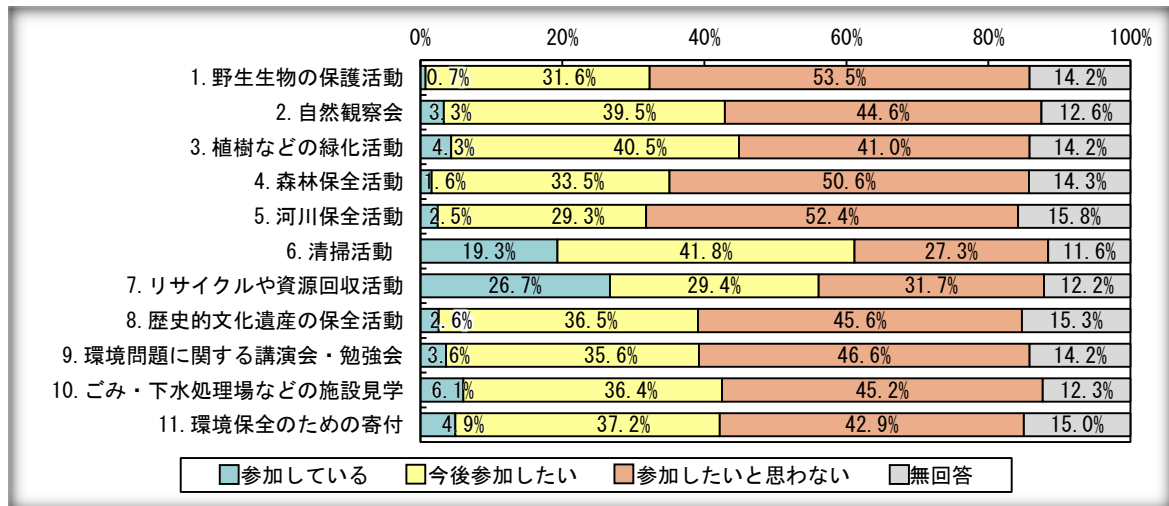
問6. 小樽市の良好な環境を守り、残していく上で、重要な役割を担っているのはどの主体だと思いますか。(当てはまる項目を一つ回答)

- ・環境を守る取組に対しては、「市民（22.7%）」が中心的な役割を担いながら、市民・事業者・民間団体・市の「すべてが連携して行う（55.7%）」ことが重要となっています。



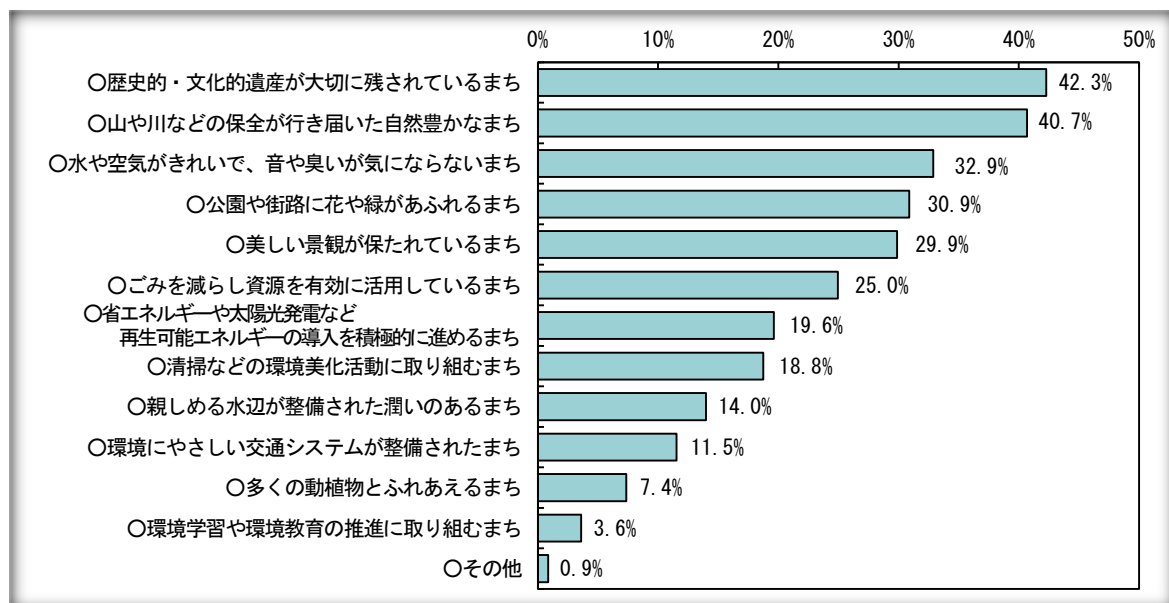
問7. あなたは地域や職場などにおいて環境に関わる活動に参加していますか。
(各項目で当てはまる状況を一つ回答)

- ・現在参加している活動としては、「7. リサイクルや資源回収活動 (26.7%)」や「6. 清掃活動 (19.3%)」が多くなっています。
- ・今後参加したい活動としては、「6. 清掃活動 (41.8%)」や「3. 植樹などの緑化活動 (40.5%)」が多くなっています。



問8-(1). 小樽市の将来のまちのようすについて、あなたはようになってほしいと思いますか。
(当てはまる項目を三つまで回答)

- ・「歴史的・文化的遺産が大切に残されているまち (42.3%)」や「山や川などの保全が行き届いた自然豊かなまち (40.7%)」が多くなっています。



問8－(2). あなたが小樽市の自然や景観などで、将来まで残していきたいもの(こと)は何ですか。

<回答数 383 件、意見数 827 件※>

意見区分	主 な 意 見
自然環境 〔292〕	豊富な自然を大切にしていきたい(39)
	天狗山などの豊かな山林を残してほしい(82)
	きれいな川を守っていきたい(17)
	きれいな海を残していきたい(46)
	海岸沿いの自然を守ってもらいたい(26)
	砂浜を保全してもらいたい(4)
	海水浴場を整備してもらいたい(6)
	奥沢水源地を自然とふれあえる憩いの場所にしてほしい(14)
	動植物とふれあえる場所を作してほしい(31)
	公園に桜を植えるなど緑化に努めてほしい(18)
廃棄物・資源循環 〔8〕	ごみの少ないきれいなまちにすべきである(3)
	大型ごみなどの不法投棄を減らしてほしい
生活環境 〔27〕	きれいな空気を将来に残していきたい(6)
	安心して飲めるおいしい水を残していきたい(13)
	運河の水をきれいにしてほしい(5)
社会環境 〔473〕	小樽運河を残していきたい(75)
	歴史的・文化的遺産が残されているまちであってほしい(171)
	旧手宮線を整備・保存してほしい(3)
	街路樹や街路の花をもっと増やしてほしい(5)
	豊かできれいな水辺環境の整備を進めてほしい(7)
	市民が足を止めて休めるような憩いの場所を設けてほしい(40)
	観光客にとって魅力的なまちづくりを行っていくべきである(17)
	美しい景観を大切にしていけるべきである(113)
	展望施設を整備してもらいたい(9)
	高層建築物を規制し古い街並みをいかしてほしい(2)
	電柱の無いまちにしたい(2)
	整備された道路や交通網を残したい(5)
	市街地を活性化してもらいたい(2)
環境学習・環境活動 〔7〕	環境活動への参加を増やし将来につなげるべきである(4)
環境分野以外 〔20〕	環境と関わりの無い意見など

※回答者が複数の意見を述べている場合があり、回答数と意見数は異なります。

※()内の数字は同様の意見数

問9. 小樽市の環境について、日ごろ感じていることがありましたらご自由にお書きください。

<回答数 250 件、意見数 422 件※>

意 見 区 分	主 な 意 見
自 然 環 境 〔23〕	自然が豊かである（12）
	河川や森林などの整備が必要である（9）
	市民が自然の豊かさに慣れてしまっている気がする
廃棄物・資源循環 〔101〕	カラスへの対策が必要である（17）
	箱型にするなど、ごみステーションを整備した方がよい（7）
	不法投棄が目立つので、減らすための対策が必要である（8）
	ごみやたばこのポイ捨てが多く見られる（24）
	ペットのふんの後始末をしない飼い主が多く、注意喚起が必要である（5）
	ごみ出しの時間などマナーが悪い人がいて困っている（16）
	ごみの分別方法を間違えている住民に対し、積極的に周知してもらいたい（9）
	まち中にごみが少なくきれいだと思う（8）
	産業廃棄物の処理の仕方に疑問がある
生 活 環 境 〔27〕	運河の水質を改善してほしい（10）
	近所のストーブや排水からの臭いで困っている（6）
	大型車からの振動で困っている
社 会 環 境 〔166〕	運河周辺の整備に努めてほしい（11）
	美しい街並みの保全に努めてほしい（10）
	景観にそぐわない店舗やビルを撤去してほしい（12）
	空き地や空き店舗が多く、景観を損なっている所以对策をとってほしい（11）
	老朽化や整備されていない観光施設の対策が必要である（9）
	歴史的建造物や文化的遺産の保全に努めてほしい（7）
	公園が少ないので増やしてほしい（5）
	既存の公園の整備が不十分である（15）
	公共交通機関の利便性が、年々悪くなっている（10）
	道路の段差の補修や除雪方法など保守をもっとしっかりやってほしい（37）
	まちの緑化が不十分である（6）
	まちに活力が感じられないので、まち全体を盛り上げてほしい（7）
地 球 環 境 〔5〕	太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進してほしい（3）
環境学習・環境活動 〔35〕	ごみ拾いなどの環境活動機会を増やしてほしい（8）
	環境意識向上のための啓発活動やイベントに力を入れてほしい（10）
	情報発信の方法を分かりやすくして市民に広く情報提供してもらいたい（8）
環 境 分 野 以 外 〔65〕	環境と関わりの無い意見など

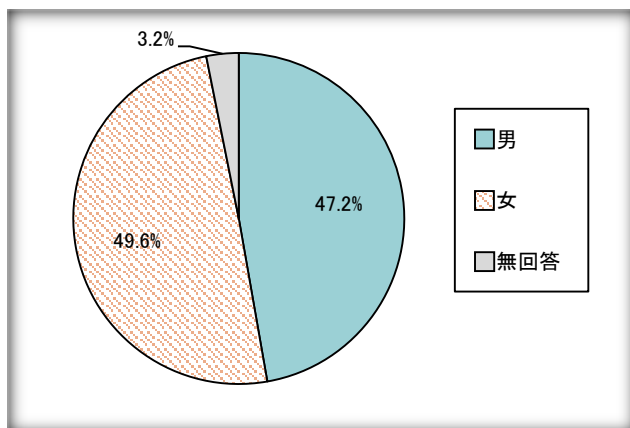
※回答者が複数の意見を述べている場合があり、回答数と意見数は異なります。

※（ ）内の数字は同様の意見数

3. 小・中学生調査結果

はじめに、あなたのことについて教えてください。(当てはまる項目を一つ回答)

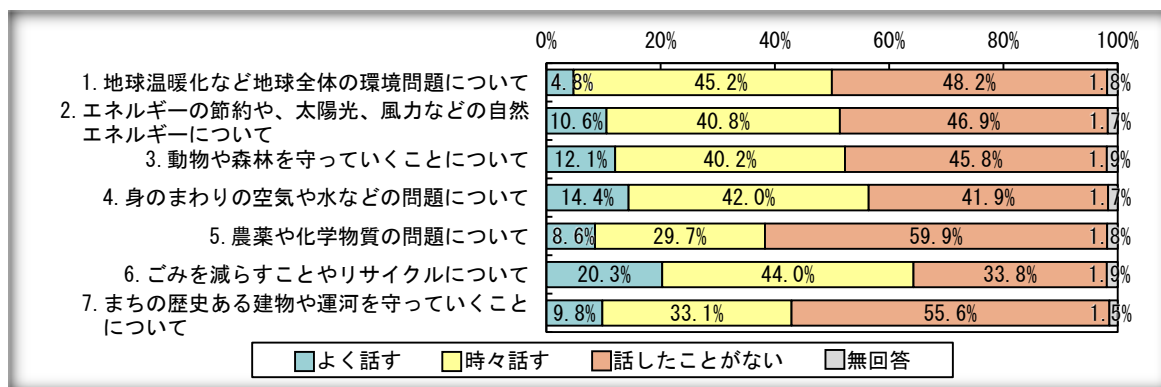
性別



問1. ふだん家や学校で環境のことを教わったり話し合ったりすることはありますか？
(各項目で当てはまる状況の一つ回答)

- ・話し合う機会が多い項目は、「6. ごみを減らすことやリサイクルについて (64.3%※)」や「4. 身のまわりの空気や水などの問題について (56.4%※)」となっています。
- ・「5. 農薬や化学物質の問題について (38.3%※)」や「7. まちの歴史ある建物や運河を守っていくことについて (42.9%※)」は、話題として取り上げられることが少なくなっています。

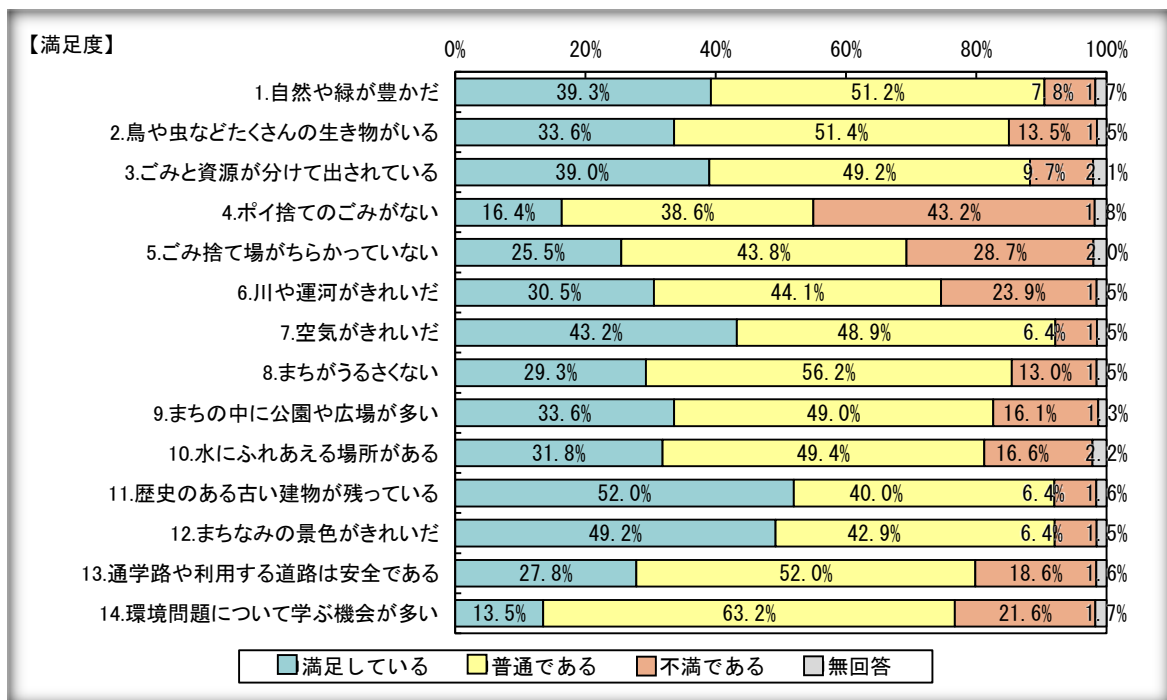
※「よく話す」及び「時々話す」の割合の合計値

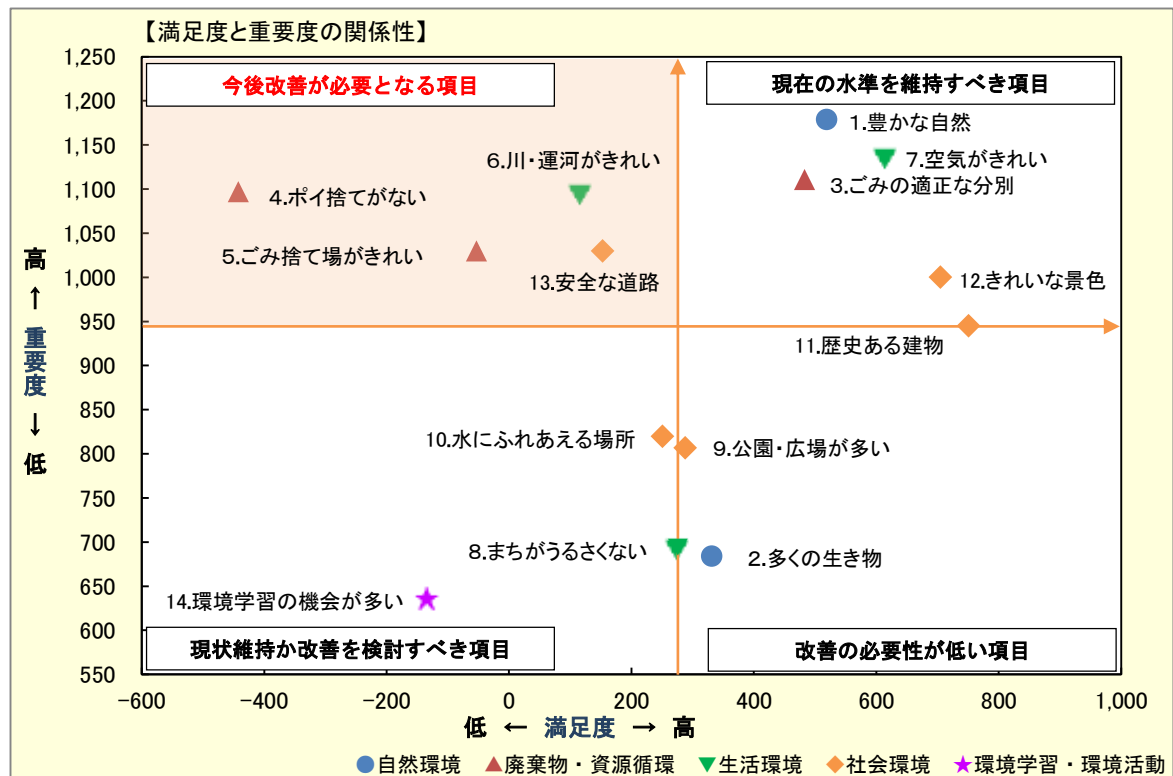
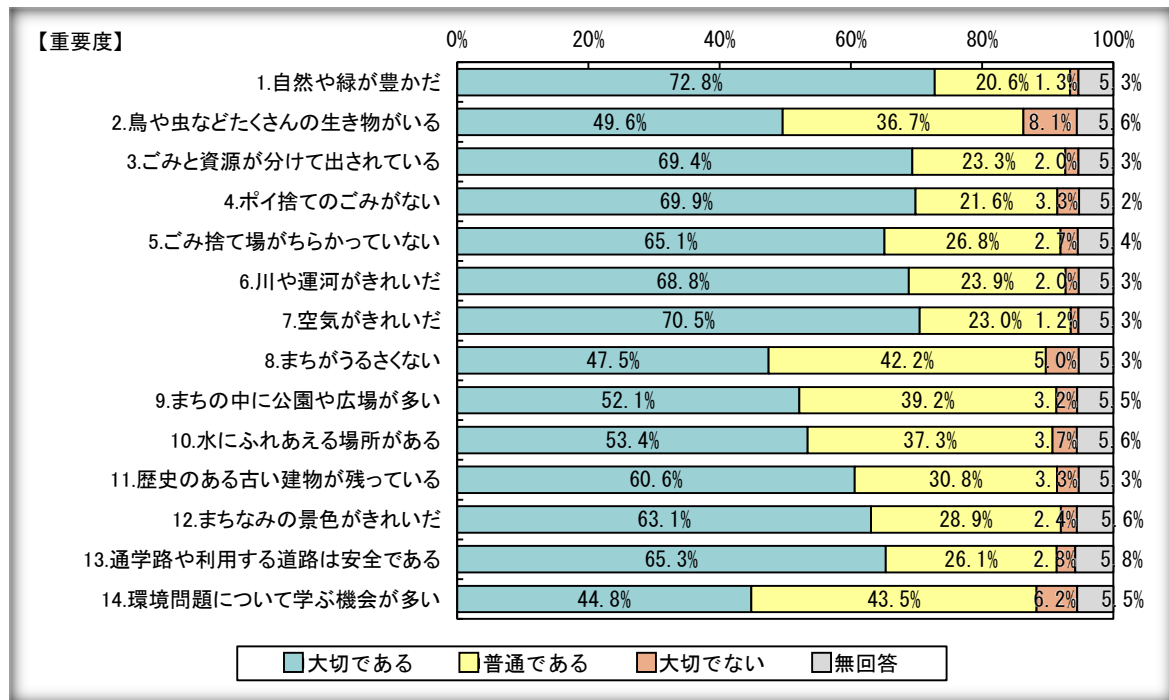


問2. 小樽の環境に関することについて、あなたはどのように思いますか？

(「満足しているか」「大切であるか」それぞれで当てはまる評価を一つ回答)

- ・満足しているとの回答が多い項目は、「11. 歴史のある古い建物が残っている (52.0%)」や「12. まちなみの景色がきれい (49.2%)」、「7. 空気がきれい (43.2%)」などとなっています。
- ・不満であるとの回答が多い項目は、「4. ポイ捨てのごみがない (43.2%)」や「5. ごみ捨て場がちराかいていない (28.7%)」など廃棄物関係となっています。
- ・大切であるとの回答は全体的に多い傾向にあり、上位は「1. 自然や緑が豊か (72.8%)」や「7. 空気がきれい (70.5%)」、「4. ポイ捨てのごみがない (69.9%)」となっています。
- ・大切であるとの回答が少ない項目は、「14. 環境問題について学ぶ機会が多い (44.8%)」や「8. まちがうるさくない (47.5%)」、「2. 鳥や虫などたくさんの生き物がいる (49.6%)」となっています。



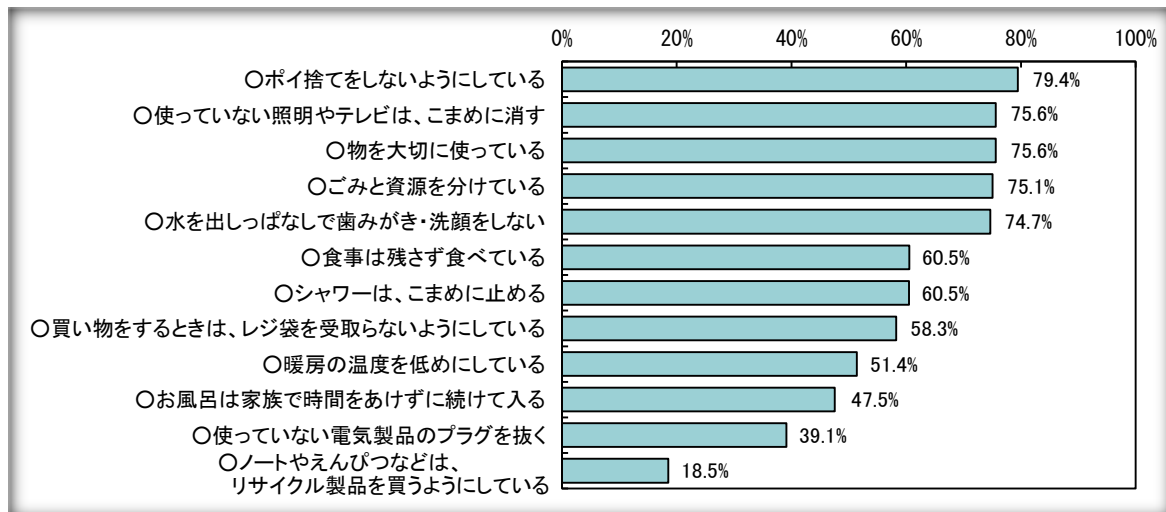


(評定の算定方法) 満足度＝「満足している」の回答数－「不満である」の回答数
重要度＝「大切である」の回答数－「大切でない」の回答数

(項目の分類方法) すべての評点について、満足度の平均値(274)と重要度の平均値(949)を基準とし、グラフを4分割して項目の分類を行いました。

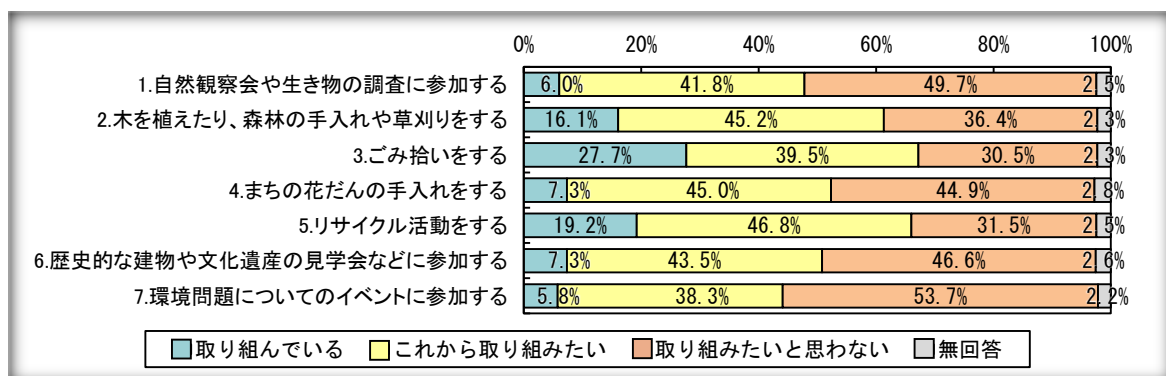
問3. ふだんの生活で取り組んでいることはありますか？（当てはまる項目をすべて回答）

- ・「ポイ捨てをしないようにしている（79.4%）」や「使っていない照明やテレビは、こまめに消す（75.6%）」、「物を大切に使っている（75.6%）」などが積極的に取り組まれています。
- ・「ノートやえんぴつなどは、リサイクル製品を買うようにしている（18.5%）」は、取り組んでいるとの回答が極端に少なくなっています。



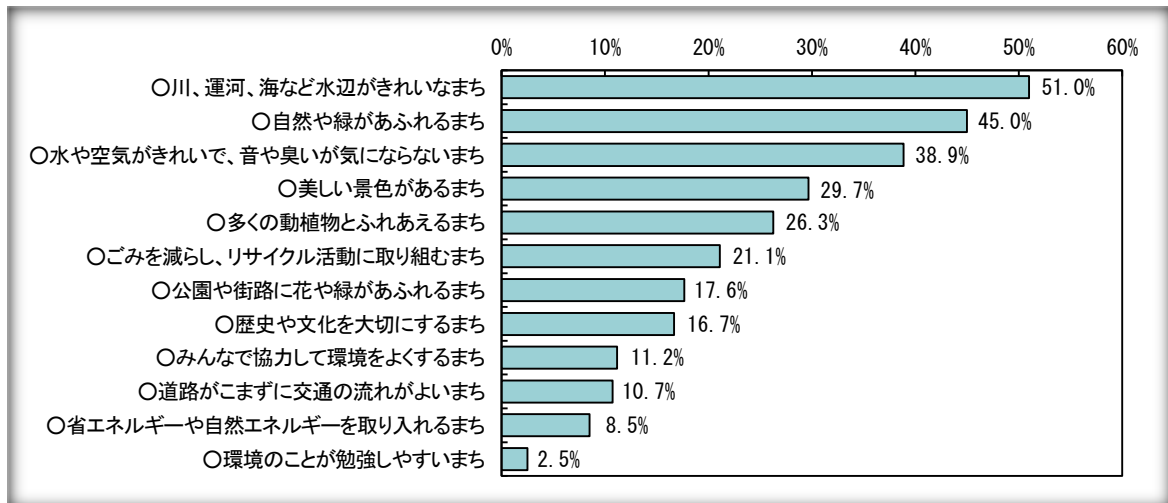
問4. 家族や友達と取り組んでいることはありますか？
（各項目で当てはまる状況の一つ回答）

- ・現在取り組んでいる項目としては、「3. ごみ拾いをする（27.7%）」や「5. リサイクル活動をする（19.2%）」などが多くなっています。
- ・これから取り組みたい項目としては、「5. リサイクル活動をする（46.8%）」をはじめとして「2. 木を植えたり、森林の手入れや草刈りをする（45.2%）」など、各項目とも参加の意向が4割程度あります。
- ・取り組みたいと思わない項目としては「7. 環境問題についてのイベントに参加する（53.7%）」や「1. 自然観察会や生き物の調査に参加する（49.7%）」などが多くなっています。



問5－(1). 将来のまちのようすについて、あなたはようになってほしいと思いますか？
(当てはまる項目を三つまで回答)

- ・「川、運河、海など水辺がきれいなまち（51.0%）」や「自然や緑があふれるまち（45.0%）」が多くの子どもに望まれています。
- ・「環境のことが勉強しやすいまち（2.5%）」や「省エネルギーや自然エネルギーを取り入れるまち（8.5%）」は、望む子どもが少ない結果となっています。



問5－(2). あなたが思い描く未来の小樽について、自由にお書きください。

<回答数 1,103 件、意見数 2,347 件※>

意 見 区 分	主 な 意 見
自 然 環 境 〔520〕	山・海・川などの自然が豊かなまちであってほしい (284)
	動物と身近にふれあえるようなまちにしたい (25)
	自然や動植物とふれあえるような施設がほしい (25)
	野生生物を守りたい (74)
	まちの中を緑でいっぱいになりたい (90)
	空き地を緑化してほしい (4)
	無理に都会化せずに自然とのバランスが取れたまちになってほしい (18)
廃棄物・資源循環 〔252〕	ポイ捨てが無いまちにしたい (85)
	リサイクル活動に積極的に取り組むまちにしたい (24)
	ごみをきちんと分別できているまちになってほしい (6)
	不法投棄物を積極的に回収してほしい (5)
	きれいなまちになってほしい (96)
	物を大切に使うてごみを減らしていきたい (32)
生 活 環 境 〔296〕	市内を流れる河川や運河の水がきれいなまちであってほしい (182)
	空気がきれいなまちであってほしい (72)
	嫌な臭いがしないまちになってほしい (21)
	静かなまちになってほしい (21)
社 会 環 境 〔743〕	小樽運河を将来に残したい (199)
	古いまちなみや歴史・文化を大切にしたい (168)
	観光客がたくさん来るまちになってほしい (39)
	運動場や公園を増やしてほしい (115)
	今ある美しい景観を残したい (79)
	水とふれあえる場所を増やしてほしい (20)
	ごみが少なく、事故のない安全な道路にしてほしい (41)
	活気のあるまちになってほしい (56)
地 球 環 境 〔47〕	地球にやさしいまちになってほしい (27)
	もっと自然エネルギーを普及させてほしい (18)
環境学習・環境活動 〔74〕	環境のことが学習しやすいまちになってほしい (21)
	これから環境のイベントにもっと参加していきたい (27)
	環境のイベントを増やしてほしい (24)
環境分野以外 〔415〕	環境と関わりの無い意見など

※回答者が複数の意見を述べている場合があり、回答数と意見数は異なります。

※ () 内の数字は同様の意見数

4. 調査票

(1) 市民向け

「小樽市の環境に関するアンケート調査」のお願い

日ごろより市政に対するご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
小樽市では、環境基本条例に基づき、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、将来の世代へ継承していくため、具体的な方向性を示す「環境基本計画」の策定を進めています。
つきましては、環境に対する市民の関心のお考えや行動の実態を把握し、計画に反映させていただくため、市内にお住まいの2,000名の方々に無作為に選ばせていただきますアンケート調査を実施することになりました。
お忙しい中誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力をお願い申し上げます。

平成25年 5月

小樽市長 中 松 義 治

【ご回答にあたってのお願い】

1. 以下のものが宛封されているかお確かめください。

- ・アンケート用子（本封子）
- ・返信用封筒

2. 記入にあたって以下の点にご注意ください。

- ・質問に対する回答は、前名のみの利用で記入ください。
- ・鉛筆、ボールペン、万年筆のいずれかを使用されても結構です。

3. 記入が済みましたら、面封の返信用封筒に本封子を入れ、切手を貼らずに
平成25年6月10日（月）までにご投函ください。

※ 調査で得られた情報は、統計的に処理、分析されるものであり、他の目的に使用することはありません。

【本調査に関するお問い合わせ】

小樽市生涯学習課環境課
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
TEL：0134-32-4111（内線327） FAX：0134-32-5032
メール：kankyo@city.otaru.lg.jp

1

小樽市の環境に関する市民アンケート

問1 あなた自身のことについて

あなたに関することについてお伺いします。

（各項目で当てはまる番号1~5に○を付けてください。）

(1)性別	① 男	② 女
(2)年齢	① 10歳代 ② 20歳代 ③ 30歳代 ④ 40歳代 ⑤ 50歳代 ⑥ 60歳代 ⑦ 70歳以上	
(3)職業	① 会社員 ② 公務員 ③ 自営業 ④ 無職 ⑤ パート・アルバイト ⑥ 家事専業 ⑦ 学生 ⑧ 無職 ⑨ その他（ ）	
(4)世帯人員	① 1人 ② 2人 ③ 3人 ④ 4人 ⑤ 5人以上	
(5)自乗車の所有	① 所有している ② 所有していない	
(6)お住まいの地区	① 雄谷地区（雄谷、忍路、砂内、雄谷） ② 長瀬・オタモイ地区（長瀬3～5丁目、オタモイ、幸） ③ 高島地区（松崎、赤石、高島） ④ 手宮地区（手宮、末広町、梅ヶ枝町、緑町、清水町、豊川町、石山町、色内3丁目） ⑤ 中央地区（長瀬1・2丁目、稲穂、花畑、色内1・2丁目、港町、曙町、東雲町、山田町、相生町、入船1・2丁目） ⑥ 山手地区（富田、緑、柳上、松ヶ根、入船3～5丁目） ⑦ 南小樽地区（住ノ江、住吉町、有線町、信濃町、若松、南沢、天母、真栄、新岡台、新雲町、穂新町、若竹町、築港） ⑧ 朝聖地区（松、和法町、朝聖、新光、望洋台、新光町、朝聖川温泉） ⑨ 桂浜地区（張坂町、香香町、桂浜町、桂浜、見晴町、豊野町）	

2

新ページの質問の書きです。

小欄の環境に関する各分野について、あなたはどのように評価していますか。
 (各項目の「満足度」「重要度」それぞれで当てはまる3段階の番号1つに○を付けてください。)

質問項目	回答区分	満足度			重要度		
		満足している	満足している	不満である	重要である	重要である	重要でない
生活環境	記入例)▲がある	①	2	3	1	②	3
	9. 川や海、運河などの水がきれい	1	2	3	1	2	3
	10. 市街地の空気がきれい	1	2	3	1	2	3
	11. 市街地の騒音・振動が気になる	1	2	3	1	2	3
社会環境	12. 近隣からの悪臭が気になる	1	2	3	1	2	3
	13. ごみ捨てなど住民のマナーが良い	1	2	3	1	2	3
	14. まち公園や街路樹など緑が多い	1	2	3	1	2	3
	15. 水と触れ合える場所がある	1	2	3	1	2	3
自然環境	16. 郷土の歴史的・文化的遺産が保たれている	1	2	3	1	2	3
	17. 漁業・観光が盛っている	1	2	3	1	2	3
	18. 節電、省エネなどに取り組んでいる	1	2	3	1	2	3
	19. 太陽光発電などが普及している	1	2	3	1	2	3
環境意識	20. 車が無くて電車やバスで移動できる	1	2	3	1	2	3
	21. 環境について学ぶ場や機会がある	1	2	3	1	2	3
	22. 環境に関する情報・資料が手に入る	1	2	3	1	2	3
	23. 環境に関する催しやイベントがある	1	2	3	1	2	3
自然環境	24. 地域で環境美化などに取り組んでいる	1	2	3	1	2	3
	25. 自然環境(廃棄物・資源循環)「生活環境(社会環境)「地球環境(環境化)「環境学習・環境活動」について特に良い(悪い)ところがありましたらお書きください。	1	2	3	1	2	3

問2 関心のある環境問題について

現在あなたが環境問題で関心のあることは、どのような分野ですか。
 (当てはまる番号3つまでに○を付けてください。)

1. 地球温暖化問題
2. エネルギーの確保の問題(省エネルギー、太陽光発電など再生可能エネルギーを含む。)
3. オゾン層の破壊や酸性雨
4. 野生動物種の減少
5. 森林の減少
6. 自動車や工場などによる大気汚染
7. 生活活動などに伴う水質汚濁
8. ダイオキシンなど有害化学物質の問題
9. 廃棄物の処理やごみ資源化・リサイクルなどの問題
10. 騒音・振動・悪臭など身近な生活環境の問題
11. 文化財や歴史的遺産の保全・活用問題
12. その他(具体的に:)

※ 再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、水力など繰り返し利用可能なエネルギーのことです。

問3 環境に対する満足度・重要度について

小欄の環境に関する各分野について、あなたはどのように評価していますか。
 (各項目の「満足度」「重要度」それぞれで当てはまる3段階の番号1つに○を付けてください。)

質問項目	回答区分	満足度			重要度		
		満足している	満足している	不満である	重要である	重要である	重要でない
記入例)▲がある		①	2	3	1	②	3
自然環境	1. 山や森林など緑が豊かである	1	2	3	1	2	3
	2. 川や海など水に恵まれている	1	2	3	1	2	3
	3. たくさん種類の動植物が育たれる	1	2	3	1	2	3
	4. 自然とふれあえる場や機会が多い	1	2	3	1	2	3
社会環境	5. 家庭や職場のゴミの量が減っている	1	2	3	1	2	3
	6. ゴみの分別や出し方が守られている	1	2	3	1	2	3
	7. リサイクルが積極的に行われている	1	2	3	1	2	3
	8. 不法投棄や野焼きを見かけない	1	2	3	1	2	3

問5 家庭での環境配慮の取組について

あなたが普段の生活の中で環境のために実践していることはありますか。
(当てはまる番号すべてに○を付けてください。)

1. 使っていない照明や見ていないテレビは消す	
2. 照明の設定温度を下げたり、使用時間を短くする	
3. 使っていない家電はプラグを抜く	
4. 白熱電球をLED電球などにする	
5. 水を出しっぱなしで歯磨き・洗顔をしない	
6. シャワーは、こまめに止める	
7. お風呂は家族で続けて入る	
8. 急激な急加速、急減速、急ブレーキをしない	
9. 公共交通機関を使うようにし、近づく場合は徒歩で行く	
10. 週に1日はノーマイカーデーを設ける	
11. 車の買い換えは、低燃費、低排出ガスのエコカーを選ぶ	
12. 買い物バッグを持参し、レジ袋をこたくる	
13. 再生品やエコマーク商品を選ぶ	
14. トレイ商品より、ばら売りを選ぶ	
15. 地元で採れた食材を選ぶ	
16. 料理は必要な量だけ調理する	
17. なべ裏から炭がはみ出さないようにする	
18. ボットや炊飯器の保潔機能を使わないようにする	
19. 廃物は流さず再利用する	
20. ごみを減らす（容器に入ったものは使い切る など）	
21. リサイクルする（集回収、店頭回収、市の分別収集に出す など）	
22. 繰り返し長く使う（修理や部品交換して使う など）	

問6 環境を守る取組主体について

小幡市の良好な環境を守り、保ちしていく上で、重要な役割を担っているのはどの主体だと
思いますか。（当てはまる番号1つに○を付けてください。）

1. 市民（家庭や個人）
2. 事業者（企業や産業界）
3. 民間団体（地域団体やNPOなど）
4. 市
5. 上記すべてが連携して行う

6

問4 行政が取り組む環境施策について

より良い環境づくりのために行政が取り組む施策について、あなたはどの施策を先ずべきだ
と思いますか。（当てはまる3段階の番号1つに○を付けてください。）

施策項目	1	2	3
自然環境	1	2	3
1. 自然環境保全のための保護区域の規制・監視	1	2	3
2. 自然とふれあえる場の整備	1	2	3
3. 希少な動植物の保護	1	2	3
4. ごみの減量化とリサイクルの推進	1	2	3
5. 不法投棄・野焼きの規制や指導	1	2	3
6. 効率的なごみ処理体制の構築・維持	1	2	3
7. ごみ減量化・リサイクルのための市民・事業者への支援	1	2	3
8. 大気・水質・騒音などの測定・監視	1	2	3
9. 工場・事業場に対する公害防止のための規制・指導	1	2	3
10. ダイオキシンや揮発性有機化合物などの有害化学物質対策	1	2	3
11. 下水道整備などの生活排水対策	1	2	3
12. 市街地の公園整備や緑化の推進	1	2	3
13. 良好な都市景観の創出	1	2	3
14. 歴史的建造物・文化財の保存や芸術・文化の振興	1	2	3
15. 公共交通の維持・充実など環境にやさしい都市づくり	1	2	3
16. 公害の少ない事業や施設などの導入促進	1	2	3
17. 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入促進	1	2	3
18. 市民・事業者などへの省エネ行動の推進のための支援	1	2	3
19. 市役所による環境化対策の率先的な実行	1	2	3
20. 学校における環境教育の推進	1	2	3
21. 環境学習会や啓発セミナー・講座の開催	1	2	3
22. 民間団体などの環境活動に対する支援	1	2	3
23. 広域やインターネットなどによる環境情報の提供	1	2	3
その他、重要な取組があまりありません	1	2	3

5

問8 小樽の環境の将来像について

(1) 小樽市の将来のまちのようすについて、あなたはどのようなまちをほしいと思いますか。
(当てはまる番号3つまでに○を付けてください。)

1. 山や川などの保全が行き届いた自然豊かなまち 2. 多くの動物とふれあえるまち 3. ごみを減らし資源を有効に活用しているまち 4. 親しめる水辺が整備された潤いのあるまち 5. 公園や道路に花や緑がふられるまち 6. 美しい景観が保たれているまち 7. 歴史的・文化的遺産が大切に残されているまち 8. 水や空気がきれいで、音や臭いが気にならないまち 9. 廃棄物の環境美化活動に取り組むまち 10. 障壁にやさしい交通システムが整備されたまち 11. 省エネルギーや太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるまち 12. 環境学習や環境教育の推進に取り組むまち 13. その他(具体的に：)
--

(2) あなたが小樽市の自然や景観などで、将来まで残していきたいもの(こと)は何ですか。
(具体的に書きください。)

(例) 歴史的建造物、身近な山林、動物、天狗山からの景色、など

--

問9 環境に関するご意見について

最後に、小樽市の環境について、日ごろ感じていることがありましたらご自由にお書きください。

--

これですべての質問は終わります。

アンケート調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。
 ※ご記入後の本冊子は、6月10日(月)までに同封の返信用封筒に入れてポストにご投函ください(切手は不要です)。

問7 環境活動への参加について

あなたは地域や職場などにおいて環境に関わる活動に参加していますか。
(各項目で当てはまる3段階の番号1,2,3を付けてください。)

質問項目	回答区分	参加している	今後参加したい	参加したいと思わない
記入例) ▲活動		①	2	3
1. 野生生物の保護活動		1	2	3
2. 自然観察会		1	2	3
3. 植樹などの緑化活動		1	2	3
4. 森林保全活動		1	2	3
5. 河川保全活動		1	2	3
6. 清掃活動		1	2	3
7. リサイクルや資源回収活動		1	2	3
8. 歴史的文化遺産の保全活動		1	2	3
9. 環境問題に関する講演会・勉強会		1	2	3
10. ごみ・下水処理場などの施設見学		1	2	3
11. 環境保全のための寄付		1	2	3

その他、活動していることがあれば具体的に書きください。

(2) 小・中学生向け

小樽市の環境に関するアンケート調査

小樽市では、私たちが暮らしていく環境を守り、将来へ伝えていくため、「環境基本計画」を作っているところです。

このアンケートは、みなさんの環境についての考えや行っていることを計画にいかすためのものになります。

みなさんのご協力をお願いします。

平成25年 5月

小樽市長 中松 健治

【記入する時には次の点に注意してください】

- ・質問に対する回答は、自分の考えで記入してください。
- ・質問によって、付ける○の数が違います。

はじめに、あなたのことについて答えてください。(当てはまる番号1つに○)

性別 ① 男 ② 女

問1. ふだん家や学校で環境のことを教わったり話し合ったりすることはありますか？(各項目で当てはまる3段階の番号1つに○を付けてください。)

項目	区分	よく話す	時々話す	話し合っていない
記入例) △△の▲▲について		①	2	3
1. 地球温暖化など地球全体の環境問題について		1	2	3
2. エネルギーの節約や、太陽光、風力などの自然エネルギーについて		1	2	3
3. 動物や森林を守っていくことについて		1	2	3
4. 身のまわりの空気や水などの問題について		1	2	3
5. 農業や化学物質の問題について		1	2	3
6. ごみを減らすことやリサイクルについて		1	2	3
7. まちの歴史ある建物や運河を守っていくことについて		1	2	3
その他、教わったり話し合ったりすることがあれば自由にお書きください。				

1

問2. 小樽の環境に関することについて、あなたはどのように思いますか？

(「満足しているか」「大切であるか」それぞれで当てはまる3段階の番号1つに○を付けてください。)

項目	区分	満足しているか	大切であるか
		満足している	大切である
記入例) ▲▲がある		①	2
1. 自然や緑が豊かに		1	2
2. 鳥や虫などたくさん生き物がいる		1	2
3. ごみと資源が分けて出されている		1	2
4. ボイ捨てのごみがない		1	2
5. ごみ捨て場がからかっている		1	2
6. 川や運河がきれい		1	2
7. 空気がきれい		1	2
8. まちがうるさくない		1	2
9. まちの中に公園や広場が多い		1	2
10. 水にふれあえる場所がある		1	2
11. 歴史のある古い建物が残っている		1	2
12. まちなみの景色がきれい		1	2
13. 通学路や利用する道路は安全である		1	2
14. 環境問題について学ぶ機会が多い		1	2

2

問5

(1) 将来のまちのようすについて、あなたはこうなってほしいと思いますか？
(当てはまる番号3つまでに○を付けてください。)

1. 自然や緑があふれるまち
2. 多くの動物とふれあえるまち
3. こみを減らし、リサイクル活動に取り組みまち
4. 川、湖、海など水辺がきれいなるまち
5. 公園や道路に花や緑があふれるまち
6. 美しい景色があるまち
7. 歴史や文化を大切にするまち
8. 水や空気がきれい、暑や寒いが気にならないまち
9. みんなで協力して景観をよくするまち
10. 道路がにぎやかに交通の流れがよいまち
11. 省エネルギーや自然エネルギーを取り入れるまち
12. 健康のことが勉強しやすいまち

(2) あなたが思い描く未来の小樽について、自由にお書きください。

例) 自分が大人になっても大切にしたいもの、残したいもの、など

これで質問は終わりです。アンケートのご協力、ありがとうございました。

問3. ふだんの生活で取り組んでいることはありますか？
(各項目で当てはまるすべてに○を付けてください。)

項目	1. 使っていない洗濯機やテレビは、こまめに捨てる	2. 段ボールの量を減らしている	3. 使っていない電気製品のプラグを抜く	4. 水を出しっぱなしで洗面・洗髪をしない	5. シャワーは、こまめに止める	6. お風呂は家族で時間をあけずに続けて入る	7. 重い物を運ぶときは、レジ袋を受取らないようにしている	8. ノートやスリッパなどは、リサイクル製品を調べるようにしている	9. こみと資源を分けている	10. ボイラをきれいにするようにしている	11. 食事は残さず食べている	12. 物を大切に扱っている
こみ												

問4. 家族や友達と取り組んでいることはありますか？
(各項目で当てはまる3段階の番号1つに○を付けてください。)

項目	区分	取り組んでいる	これから取り組みたい	取り組みたいと思わない
記入例) ▲▲をする		0	2	3
1. 自然観察会や生き物の観察に参加する		1	2	3
2. 木を植えたり、森林の手入れや剪刈りをする		1	2	3
3. こみ拾いをする		1	2	3
4. まちの花だんの手入れをする		1	2	3
5. リサイクル活動をする		1	2	3
6. 歴史的な建物や文化遺産の見学などに参加する		1	2	3
7. 環境問題についてのイベントに参加する		1	2	3

6 環境基準

1. 大 気

(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。（S48.5.16 告示）
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。（S48.5.8 告示）
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。（S48.5.8 告示）
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11 告示）
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。（S48.5.8 告示）

(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	環境上の条件（設定年月日等）
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。（H13.4.20 告示）

(3) ダイオキシン類に係る環境基準

物 質	環境上の条件（設定年月日等）
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。（H11.12.27 告示）

(4) 微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	環境上の条件（設定年月日等）
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。（H21.9.9 告示）

(5) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物 質	環境上の条件（設定年月日等）
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。（S51.8.13 通知）

2. 水 質

(1) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。「②生活環境の保全に関する環境基準」において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

② 生活環境の保全に関する環境基準

1) 河 川（湖沼を除く。）

ア)

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/L 以上	-

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2) 海 域

ア)

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されないこと。
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

備考

- 1 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ)

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 ^{のん} 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

3. 騒音

(1) 騒音に関する環境基準

① 一般地域

(平成24年3月30日 小樽市告示第77号)

類型	地域の区分	基準値	
		昼間	夜間
		6時～22時	22時～6時
A	第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第1種中高層住居専用地域に限る。）	55 デシベル	45 デシベル
B	第2種区域（類型Aに当てはめる地域を除く。）		
C	第3種区域及び第4種区域（都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業専用地域を除く。）	60 デシベル	50 デシベル

備考

- 1 基準値は等価騒音レベルによる。

(注)

- A:専ら住居の用に供される地域
 B:主として住居の用に供される地域
 C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

② 道路に面する地域

(平成10年9月30日 環境省告示第64号)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
	6時～22時	22時～6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル	55 デシベル
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル	60 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル	65 デシベル

備考

- 1 基準値は等価騒音レベルによる。

(注)

- 1 表中の各地域は、①一般地域の類型に対応。
- 2 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知（平成10年9月30日付け環大企第257号）で次のとおり定められている。
- [1]「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の空間に限る。）等。
- [2]「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。
- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル
 - ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル

(2) 自動車騒音の要請限度

(平成12年3月2日 総理府令第15号)

区 域 の 区 分	要 請 限 度 値	
	昼 間	夜 間
	6 時～22 時	22 時～6 時
A 区域及び B 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
A 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
B 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び C 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲)	75 デシベル	70 デシベル

備考

- 1 要請限度値は等価騒音レベルによる。

(注)

- 1 表中の各地域は、(1) ①一般地域の類型に対応。

(3) 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(平成 24 年 3 月 30 日 小樽市告示第 76 号)

区域の区分	基 準 値		
	昼 間	朝・夕	夜 間
	8 時～19 時	6 時～8 時・19 時～22 時	22 時～6 時
第 1 種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

(注)

- 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- 第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 第 3 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- 第 4 種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

(4) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号)

基準値	作業ができない時間		1 日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域		
85 デシベル	19 時～7 時	22 時～6 時	10 時間を 超えないこと	14 時間を 超えないこと	連続 6 日を 超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

(注)

- 第 1 号区域：「騒音規制法」の規定により指定された、第 1 種区域と第 2 種区域の全域、並びに第 3 種区域と第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホーム敷地の周辺おおむね 80m 以内の区域
- 第 2 号区域：第 3 種区域と第 4 種区域であって、第 1 号区域以外の区域

4. 振 動

(1) 特定工場等において発生する振動の規制基準

(平成 24 年 3 月 30 日 小樽市告示第 78 号)

区域の区分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
	8 時～19 時	19 時～8 時
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

(注)

- 第 1 種区域及び第 2 種区域とは「振動規制法」に基づく指定地域の区域区分であり、原則として次のように区分されている。

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

- 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m 以内においては、それぞれの規制値から 5 デシベルを減じた値が適用される。

(2) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)

基準値	作業ができない時間		1 日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域		
75 デシベル	19 時～7 時	22 時～6 時	10 時間を 超えないこと	14 時間を 超えないこと	連続 6 日を 超えないこと	日曜日その 他の休日 でないこと

(注)

- 第 1 号区域：「振動規制法」の規定により指定された、第 1 種区域の全域、並びに第 2 種区域の学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホーム敷地の周辺 80m 以内の区域
- 第 2 号区域：第 2 種区域であって、第 1 号区域以外の区域

(3) 道路交通振動に係る要請限度

(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)

区域の区分	要 請 限 度 値	
	昼 間	夜 間
	8 時～19 時	19 時～8 時
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

(注)

- 要請限度値は 80% レンジの上端値による。
- 時間及び区域については、昭和 53 年 3 月 29 日北海道告示第 786 号による。

5. 悪臭

(1) 規制基準

(平成24年3月30日 小樽市告示第79号)

濃度基準

悪臭公害については、「悪臭防止法」に基づき、濃度基準または臭気指数による規制地域を指定することができ、それぞれについて、当該事業場の敷地境界、排出口、排水における規制対象物質濃度基準及び臭気指数による規制基準が定められています。小樽市内では濃度基準が適用されており、「悪臭防止法」が適用される規制地域では最も規制が厳しいA区域に指定しています。

① 敷地境界線の地表における規制基準(A区域)

単位:ppm

規制対象物質	臭いの種類	規制基準	規制対象物質	臭いの種類	規制基準
アンモニア	し尿のような臭い	1	イソバレルアルデヒド	むせかえるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.003
メチルメルカプタン	腐ったタマネギのような臭い	0.002	イソブタノール	刺激的な発酵した臭い	0.9
硫化水素	腐った卵のような臭い	0.02	酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い	3
硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.01	メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのような臭い	1
二硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.009	トルエン	ガソリンのような臭い	10
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	0.005	スチレン	都市ガスのような臭い	0.4
アセトアルデヒド	刺激的な青臭い臭い	0.05	キシレン	ガソリンのような臭い	1
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.05	プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.009	ノルマル酪酸	汗くさい臭い	0.001
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.02	ノルマル吉草酸	濡れた靴下の臭い	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	むせかえるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.009	イソ吉草酸	濡れた靴下の臭い	0.001

② 排出口における規制基準 (施設ごとに計算により算出)

排出流量 (Nm³/h) = 0.108 × 補正された排出口の高さの二乗 × 敷地境界の規制基準
 ※補正された排出口の高さが5m未満の場合は、敷地境界の規制基準となります。

規制物質

- ・アンモニア
- ・硫化水素
- ・トリメチルアミン
- ・プロピオンアルデヒド
- ・ノルマルブチルアルデヒド
- ・イソブチルアルデヒド
- ・イソブタノール
- ・ノルマルバレルアルデヒド
- ・イソバレルアルデヒド
- ・メチルイソブチルケトン
- ・トルエン
- ・酢酸エチル
- ・キシレン

③ 排水における規制基準 (施設ごとに計算により算出)

排水中の濃度 (mg/l) = k × 敷地境界の規制基準

※kは、それぞれの物質や条件により法で定められた値

規制物質

- ・メチルメルカプタン
- ・硫化水素
- ・硫化メチル
- ・二硫化メチル

7 用語解説集

＜あ行＞

【愛知目標】P3

正式には「生物多様性新戦略計画」といい、2010年（平成22年）に生物多様性条約第10回締約国会議で採択されました。2050年までに、人類と自然が共生した世界を実現させることを目標としています。

【アイドリングストップ】P77

駐停車の際に自動車のエンジンを停止させることです。大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制になります。

【悪臭防止法】P5

昭和46年に制定された法律で、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

【アジェンダ21】P3

環境と開発の統合のための21世紀に向けた具体的な行動計画です。前文及び①社会的・経済的側面、②開発資源の保護と管理、③主たるグループの役割の強化、④実施手段の4部から構成されています。大気保全、森林減少、砂漠化、生物多様性、淡水資源、海洋保護、廃棄物等の具体的な問題についてのプログラムを示すとともに、その実施のための資金メカニズム、技術移転、国際機構、国際法の在り方等についても規定しています。

【アメニティ空間】P49

快適に暮らすために整備されている空間のことをいいます。

【硫黄酸化物】P57

二酸化硫黄（ SO_2 ）、無水硫酸（ SO_3 ）などの総称で、石油・石炭の燃焼等によって生じます。大気汚染の主体は二酸化硫黄ですが、無水硫酸も空気中の水蒸気と結合して硫酸ミストを生成し、動植物や人体に影響を与えます。

【一酸化炭素】P33

分子式 CO で示される大気汚染物質の一つで、自動車の排気ガスを主な発生源とする無色無臭の気体です。血液中のヘモグロビンの酸素運搬作用を阻害し、中枢・末梢神経のマヒ状態を起こします。

【一酸化窒素】P33

分子式 NO で示される大気汚染物質の一つで、重油、ガソリン、石炭などが高温で燃焼するときが発生します。二酸化窒素に比べその毒性は低いとされています。

【一般廃棄物】P43

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものです。一般家庭から排出されるごみが主なもので、事業所などから排出される産業廃棄物以外のごみや、し尿などの液状廃棄物も含まれます。

【液化天然ガス（LNG）】P59

天然ガスを約 -160°C に冷却して液化させたものです。体積が600分の1になるため大量に輸送でき、 CO_2 排出量は石油などの化石燃料よりも3割ほど少なくなります。

【オゾン層の破壊】P2

オゾンとは酸素原子3個からなる気体で、大気中のオゾンは成層圏（約10～50km上空）に約90%存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層といいます。成層圏オゾンは、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。しかし、特定フロン等の大気中への放出に伴い、成層圏のオゾン層が破壊され、その結果、有害紫外線が増大し、皮膚がんが増える等の健康影響をはじめ生態系や気候に重大な影響をもたらすことが懸念されています。

【オゾン層保護法】P58

正式には「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」といい、1988年（昭和63年）に制定されました。国際的に協力してオゾン層を保護するための法律です。

【小樽市一般廃棄物処理基本計画】P45

平成17年3月に小樽市が策定。長期的・総合的視点に立って、今後の循環型社会の形成とごみの適正な処理を進めるための各種施策についての基本的な方向を示す計画です。

【小樽市屋外広告物条例】P50

平成24年3月に小樽市が北海道から一部権限移譲を受けて制定。屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止することを目的としています。

【小樽市温暖化対策推進実行計画】P56

平成 13 年 6 月に小樽市が策定。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体の地球温暖化対策として、環境に配慮した行動等の取組を推進することにより、市の事務及び事業から発生する温室効果ガス排出量の削減を目的とした計画です。

【小樽市環境基本条例】P4

平成 22 年 6 月に小樽市が制定。環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的としています。

【小樽市景観計画】P50

平成 21 年 2 月に小樽市が策定。市民や事業者とともに実効性の高い景観の保全・創出を図っていくための計画です。

【小樽市公害防止条例】P4

昭和 50 年 10 月に小樽市が制定。自然環境の保全に努め、市民の健全かつ良好な生活環境を確保するために、公害対策の総合的な推進を図ることを目的としています。

【小樽市緑の基本計画】P82

平成 16 年 7 月に小樽市が策定。次世代に小樽の緑豊かな都市環境を継承していくための指針となる計画です。

【小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例】P5

「景観法」の制定に伴い良好な都市景観の形成を更に進めるため、平成 20 年 12 月に全部改正が行われた条例です。小樽市の良好な都市景観を保全し、育成し、及び創出するために必要な事項並びに「景観法」の施行に関し必要な事項を定めることにより、歴史と自然に育まれた小樽らしい魅力あるまちづくりを進め、市民文化の向上に資することを目的としています。

【小樽歴史景観区域】P50

「景観法」に規定する景観計画区域のうち、歴史、文化等からみて小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域を指定します。

【温室効果ガス】P55

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きをする気体を指します。「京都議定書」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の 6 種類のガスを温室効果ガスとしています。日本においては、排出される温室効果ガスの 90%以上を二酸化炭素が占めています。

<か行>

【開発行為】P72

建築物や特定工作物の建設の際に行う区画形質の変更のことです。

【海洋汚染】P2

油や浮遊性廃棄物、有害化学物質等により海洋が汚染されることをいいます。今日、世界の海洋全般に及ぶ汚染が進行し、海に生育・生息している多くの生物に悪影響を与え、生態系をも変えようとしています。

【外来生物法】P27

もともと日本にはいない外国から入ってきた生物について飼育や栽培、運搬等を規制する法律で、平成 16 年に制定されました。外来生物は、約 2 千種指定されており、それらの生物から、元来の生態系を守り、農林水産物や人の健康への被害を防ぐことを目的としています。

【河川法】P22

昭和 39 年に制定された法律で、洪水、津波等による災害の発生防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持、河川環境の整備と保全などを総合的に管理することを目的としています。

【合併処理浄化槽】P37

公共下水道の未整備地域などで、各家庭に取り付ける污水处理装置です。トイレの污水だけではなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理できます。これに対し生活雑排水のみの污水处理をする装置を単独処理浄化槽といいます。

【家電リサイクル法】P58

正式には「特定家庭用機器再商品化法」といい、平成 10 年に制定されました。特定家庭用機器廃棄物の収集や運搬、再商品化などを、適正かつ円滑に実施するための法律です。

【環境基準】P33

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」（環境基本法第 16 条）のことで、大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌汚染について定められています。

【環境基本計画】P3

国や地方自治体が策定する環境保全に関する基本的な計画のことをいいます。地方自治体が策定する際は、市民や事業者らが、ワークショップ、市民会議などを通して参加する手法がとられています。

【環境基本法】P3

平成5年に複雑化・地球規模化する環境問題に対応するため制定された法律です。それまでの「公害対策基本法」や「自然環境保全法」では対応に限界があるとされ、新たな枠組みを示す基本的法律として制定されました。

【環境教育推進法】P62

正式には「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」といい、平成15年に制定されました。環境への負荷の少ない持続可能な社会を効率的に構築するために、国民や民間団体、国や地方公共団体などが協働して取り組むための必要な事項を定めています。

【環境騒音】P38

ある地域で、通常そこに存在する不特定多数の音源から発生する総合された騒音のことです。

【環境と開発に関する国連会議(地球サミット)】P3

1992年(平成4年)に、国際連合がリオ・デ・ジャネイロで開催した国際会議のことをいいます。地球サミットと呼ばれることもあります。

【環境マネジメントシステム】P93

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境管理又は環境マネジメントと呼び、これを進める上での体制や手続き等の仕組みのことをいいます

【環境緑地保護地区】P24

「北海道自然環境等保全条例」に基づいて指定される市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区のことをいいます。

【気候変動枠組条約】P3

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とした条約のことをいいます。地球温暖化がもたらす悪影響を防止するための国際的な枠組みが定められています。

【気候変動枠組条約締約国会議(COP)】P3

「気候変動枠組条約」においての最高機関のことをいいます。1995年(平成7年)にベルリンで第1回目の会議が行われ、以降毎年開催されています。

【規制基準】P40

工場・事業場が守らなければならない騒音、振動、悪臭等の基準です。この基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認められるときは、改善のための措置がとられます。

【京都議定書】P3

1997年(平成9年)に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択された「気候変動枠組条約」の議定書のことをいいます。先進締約国に対し、2008～2012年(平成20～24年)の期間における温室効果ガスの排出削減を義務付けています。

【空間放射線量率】P35

ガンマ線による空気吸収線量「Gy(グレイ)/h」で示される物理量で、人体への影響の大きさを表す場合は、線量当量率「Sv(シーベルト)/h」に換算されます。

【クリーンエネルギー自動車】P60

電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車など、環境にやさしいエネルギーを主体とした自動車のことです。

【グリーン購入・グリーン調達】P45

消費者が、商品やサービスを購入する際、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをグリーン購入といい、生産者が、環境に配慮した原材料や備品を調達することをグリーン調達といいます。

【グリーンマーク商品】P81

環境負荷の少ない製品に表示する様々な環境ラベルのうち、古紙を原料に再生利用したことが識別できるマークがつけられた商品のことをいいます。古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的として制度化されています。

【公害対策基本法】P3

昭和42年に制定された法律で、公害防止対策の基本となるものです。平成5年の「環境基本法」の成立により廃止されましたが、その大部分は引き継がれています。

【こどもエコクラブ】P62

小・中学生を対象とした環境活動のクラブで、平成7年度に環境省の事業として発足し、平成24年度からは日本環境協会(現公益財団法人)が継承しました。子どもたちの地域における自主的な環境学習や実践活動を支援するもので、全国で約10万1千人(平成25年度)が参加しています。

<さ行>

【再生可能エネルギー】P60

繰り返し起こる自然現象から取り出すエネルギーの総称です。太陽光や風力、地熱、波力などの自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクル型エネルギーを指し、新エネルギーに含まれます。

【産業廃棄物】P43

事業活動により発生する特定の廃棄物です。多量発生・有害性の観点から排出事業者処理責任があり、現在 20 種類の産業廃棄物が定められています。

【酸性雨】P8

化石燃料の燃焼等に伴い排出される硫酸化合物等により雨水が酸性化することです。pH5.6 以下の雨水を広い意味で酸性雨と定義しています。これによる被害は今では欧州全体の湖沼、森林、建造物に及んでいます。また、日本でも建造物などに酸性雨が原因かと思われる被害が発生しています。

【COD（化学的酸素要求量）】P36

酸化剤を用いて水中の有機物を酸化分解する際に消費される酸素量を mg/l で表したものです。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示します。海域や湖沼の汚濁を表す良い指標となります。

【自然環境保全法】P3

昭和 47 年に制定された法律で、自然環境の基本的事項を定め、自然環境の適正な保全を総合的に推進することを目的としています。平成 5 年の「環境基本法」の成立に伴い、条文の一部が「環境基本法」に移行されています。

【自然景観保護地区】P24

「北海道自然環境等保全条例」に基づいて指定される森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区のことをいいます。

【持続的発展可能な社会】P2

環境保全に関する行動が自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持するとともに、環境への負荷が少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることをいいます。

【自動車リサイクル法】P58

正式には「使用済自動車の再資源化等に関する法律」といい、平成 14 年に制定されました。使用済自動車の引取りや引渡し、再資源化等を適正かつ円滑に実施するための法律です。

【遮音壁】P79

騒音の発生源から周りの住環境を守るために設置される壁です。騒音を抑制・制限できない場所に使われます。

【臭気指数】P40

人の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもの。多種多様な臭いの物質に対応し総合的に評価することができることから、臭気指数を用いた規制が近年普及しています。

【循環型社会】P47

環境への負荷を低減するため、製品の再利用や再資源化等を進めて新たに自然界から採取する資源をできるだけ少なくするとともに、廃棄されるものを最小限に抑える社会のことをいいます。

【循環型社会形成推進基本法】P3

平成 12 年に制定された法律で、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本原則を定め、日本における循環型社会の形成を促すことを目的としています。

【しせんぼつ浚渫】P22

水深の保持や汚染防止のために、海や河川、湖沼、ダム湖などの底に堆積している土砂や汚泥を除去することです。

【準用河川】P22

一級河川及び二級河川以外の法定外河川のうち、市町村長が指定及び管理をする河川のことです。

【除染】P4

放射性物質に汚染された土壌や草木、工作物等の除去や、汚染の拡散の防止などの措置を講じることです。

【新エネルギー】P60

化石燃料や核エネルギーなどに対する、新しいエネルギー源や供給形態の総称です。太陽光発電などの自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーが含まれ、普及促進にはコージェネレーションや燃料電池などの高度利用技術が必要とされています。

【振動規制法】P5

昭和 51 年に制定された法律で、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

【振動レベル】P39

振動加速度の実効値に対し、振動感覚補正特性（鉛直・水平）や動特性（630msec）によって、人体の感覚に基づく補正をして得られる値で、単位として「dB」が用いられます。

【森林法】P21

昭和 26 年に制定された法律で、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林を適切に維持しながら生育させていくとともに、森林生産力の増進を図ることを目的としています。

【水源涵養】P21

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水量を平準化させて流量を安定させる機能のことで、雨水が森林土壌を通過するので水質の浄化にもつながります。

【水質汚濁防止法】P5

昭和 45 年に制定された法律で、工場等から公共用水域に排出される水の排出や地下への水の浸透を規制するとともに、それらの汚水や廃液により人の健康に係る被害が生じた場合の被害者の保護を図ることを目的としています。

【スモッグ】P2

高濃度の大气汚染のことで、大気中に大気汚染物質が浮遊していて周囲の見通しが低下している状態を指す言葉です。

【3R】P43

ごみの減量やリサイクルの促進へ向けた行動目標を表す標語です。発生抑制（Reduce、買う量や使う量を減らすこと）、再使用（Reuse、使える物は繰り返し使うこと）、資源化（Recycle、再び資源として活用すること）の英語の頭文字由来しています。

【生活排水】P2

日常生活からの排水で台所排水、風呂排水、洗濯排水、し尿、その他の諸排水からなり、このうち、し尿を除いたものを生活雑排水といいます。下水道普及地区以外では、し尿はし尿処理場又は浄化槽で処理されますが、生活雑排水は無処理で側溝を経て公共用水域に放流されることが多く、水域の汚染の大きな原因となっています。

【生物多様性基本法】P4

平成 20 年に制定された法律で、「生物多様性条約」に関する国内実施法として、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を示しています。

【生物多様性条約】P3

正式には「生物の多様性に関する条約」といい、1992 年（平成 4 年）に環境と開発に関する国連会議で採択された条約です。生物の多様性を生態系、種、遺伝子の三つのレベルでとらえ、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的としています。

【生物多様性の減少】P2

地球全体には、多様な生態系、生物群系が存在していますが、乱獲、伐採・埋立てなどによる生息域の減少、外来種によるかく乱、地球温暖化などにより、特定の種が失われていくことをいいます。

【騒音規制法】P3

昭和 43 年に制定された法律で、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

＜た行＞

【ダイオキシン類】P35

有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）を略して、「ダイオキシン」と呼びます。有機塩素を含むプラスチックを不完全燃焼すると発生しやすいといわれています。

【大気汚染防止法】P3

昭和 43 年に「ばい煙の排出の規制等に関する法律」を廃止して制定された法律で、大気汚染防止のための枠組みを定め、国民の健康の保護や生活環境の保全を目的としています。

【代替フロン】P58

特定フロンの代替品として開発されたフロン類似品のことで、HCFC 類や HFC 類を指します。

【第四次環境基本計画】P4

国が策定している「環境基本計画」で、平成 24 年に策定された第 4 次の計画です。自立・分散型エネルギーの導入や、東日本大震災からの復旧に際しての環境面からの取組などが盛り込まれています。

【地球温暖化】P2

人為的要因により、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいいます。

【地球温暖化対策の推進に関する法律】P4

平成 10 年に地球温暖化防止のため制定された法律で、気候変動枠組条約第 3 回締約国会議で採択された「京都議定書」を踏まえ、日本全体で温暖化対策に取り組むための基本方針を定めています。

【窒素酸化物】P57

重油、ガソリン、石炭などが高温で燃焼するときに発生します。発生源は自動車エンジン、発電所ボイラー、工場、家庭暖房など広範囲にわたり、燃焼中の窒素や空気中の窒素が酸素と結合して、一酸化窒素となります。一酸化窒素は、二酸化窒素に比べその毒性は低いとされており、二酸化窒素は、粘膜刺激性を持ち、呼吸気道及び肺に対して毒性を示します。

【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律】P30

平成 14 年に制定された法律で、「鳥獣保護法」とも呼ばれています。鳥獣保護事業計画の実施及び狩猟の適正化により、鳥獣の保護繁殖、有害鳥獣の駆除、危険の予防を図り、生活環境の改善と農林業の振興に資することを目的としています。

【T E A 法】P33

トリエタノールアミンをしみ込ませた紙に NO₂ を吸着させて測定する方法です。

【T E Q】P35

毒性等量のことです。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算して表しています。

【低騒音舗装】P79

騒音低減効果のある高機能舗装のことで、透水性舗装ともいいます。自動車が走行するとき、タイヤと路面の間に入り込む空気や水を舗装の中に逃がすことで騒音を減らします。

【低炭素社会】P61

地球温暖化が進行し気候変動への悪影響が社会問題となる中、生まれた考え方で、化石燃料消費に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同じレベルにしておくことで、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会をいいます。

【典型七公害】P41

「環境基本法」で定義する「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義されています。この七公害を典型七公害と呼んでいます。

【天然ガスコージェネレーション】P60

天然ガスによる火力発電の過程で生まれる熱エネルギーを廃棄せずに、熱源として有効活用することです。

【等価騒音レベル】P38

時間とともに変化する騒音のエネルギーを平均した騒音レベルで Leq ともいわれます。国外で多く用いられるようになってきており、日本でも平成 11 年 4 月 1 日より「騒音に係る環境基準」は等価騒音レベルが用いられています。

【特定悪臭物質】P40

不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質です。「悪臭防止法」に基づきアンモニア、硫化水素など 22 物質が指定されています。

【特定フロン】P58

オゾン層保護のため、国際条約によって規制対象となっているフロンのことで、CFC 類を指します。

<な行>

【名古屋議定書】P3

正式には「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」といい、2010 年（平成 22 年）に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議で採択されました。遺伝資源の利用で得られた利益を、国際的に公平に分配するために合意されたものです。

【二級河川】P22

「河川法」により、一級河川以外で、公共の利害に重要な関係がある水系（二級水系）に係る都道府県知事指定の河川のことをいいます。

【二酸化硫黄】P33

分子式 SO₂ で示される大気汚染物質の一つで、刺激臭のある無色の気体です。人体に対する影響として、呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こします。

【二酸化窒素】P33

分子式 NO₂ で示される大気汚染物質の一つで、人体への健康影響として、二酸化窒素濃度とせきやたんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患罹患率の増加などが知られています。

【ニセコ積丹小樽海岸国定公園】P22

昭和 38 年に指定された国定公園で、ニセコアンヌプリをはじめとするニセコ山系、積丹半島、余市-小樽間の海岸線及び海中公園が含まれます。公園面積は陸域で 19,009ha、海域で 43.6ha に及び、11 市町村にまたがっています。

【野焼き】P44

法の基準に適合した焼却施設以外でごみを野外焼却する行為のことで、公益上必要な廃棄物の処理、風俗慣習上又は宗教上必要な行事、農林漁業を営む上でやむを得ない場合等、一部の例外を除いて禁止されています。

<は行>

【ばい煙】P2

物の燃焼等に伴い発生する硫酸化物やばいじん（すす）、有害物質（鉛、窒素酸化物等）のことをいいます。「大気汚染防止法」では、工場・事業場に対し、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等を定め規制しています。

【バイオマス発電・熱利用】P60

木質廃材や家畜ふん尿などの生物資源を用いたバイオマス燃料を使い、発生する熱エネルギーを熱源として利用することです。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】P5

昭和 45 年に制定された法律で、廃棄物の排出抑制及び適正な分別、再生、処分等の処理をして生活環境を清潔にすることで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

【pH】P57

水素イオン濃度指数のことをいい、酸性、アルカリ性を示す指標で、7.0 が中性、これより数値が小さくなるほど強い酸性を示し、数値が大きくなるほど強いアルカリ性を示します。

【BOD（生物化学的酸素要求量）】P36

微生物によって水中の有機物が酸化分解される際に消費される酸素の量を mg/l で表したもので、その数値が大きければ、その水中には汚染物質（有機物）が多く、水質の汚濁が進んでいることを示します。通常、5 日間に消費される酸素量で示し、河川の汚濁を表す良い指標となります。

【微小粒子状物質（PM_{2.5}）】P33

大気中に浮遊している 2.5 μm （1 μm は 1 mm の千分の 1）以下の非常に小さな粒子のことで、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系に対して悪影響を及ぼします。

【微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る注意喚起の暫定指針】P4

平成 25 年に「微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する専門家会合」が、国民に注意喚起を行うための暫定的指針として示したものをいいます。一時的に濃度が上昇し国民の関心が高まったことで出されたもので、法令に基づかない注意喚起のため、暫定的な指針というものになっています。

【ppm】P34

ごく微量の物質の濃度等を表す単位です。
「1ppm＝100 万分の 1」になります。

【普通河川】P22

一級河川、二級河川、準用河川のいずれにも該当しない法定外河川で、市町村が必要に応じて条例を制定し、管理する河川です。

【浮遊粒子状物質（SPM）】P33

大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径が 10 μm （1 μm は 1 mm の千分の 1）以下のものをいいます。大気に比較的長時間滞留し、呼吸器系に沈着することで健康に影響を及ぼします。

【フロン回収・破壊法】P58

正式には「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」といい、平成 13 年に制定されました。フロン類の排出を抑制し、特定製品に使用されているフロン類の回収や破壊を実施するための法律です。平成 25 年 6 月に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が公布され、平成 27 年 4 月から改正法として施行されています。

【フロン類】P58

炭素・フッ素・塩素からなる CFC（クロロフルオロカーボン）、塩素を含まない FC（フルオロカーボン）や、水素を含む HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）及び HFC（ハイドロフルオロカーボン）などがあり、主に冷媒・溶剤として使用されています。

【ベンゼン】P35

化学式 C_6H_6 で示される無色透明の液体で、独特の臭気を持ち、揮発性が非常に高い物質です。主として自動車用のガソリンに含まれています。

【放射性物質】P2

放射線を出す能力（放射能）がある物質全体のことをいいます。

【放射性物質汚染対処特措法】P4

正式には「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」といい、平成 23 年に制定されました。東日本大震災による原子力発電所事故で、放射性物質で汚染されたがれきや土壌などを処理するための法律です。

【北海道環境基本計画】P4

平成 10 年に北海道が「北海道環境基本条例」に基づき策定した計画です。より良い環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会の形成を目的としており、現在は平成 20 年に策定された第 2 次計画が進められています。

【北海道環境基本条例】P4

平成 8 年に北海道が制定した条例で、持続的発展の可能な循環型社会を創るために、環境の保全及び創造に関する施策を推進し、道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

【北海道公害防止条例】P4

昭和 44 年に北海道が制定した条例で、公害対策の総合的推進を図ることで、道民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としています。

【北海道自然環境等保全条例】P4

昭和 48 年に北海道が制定した条例で、自然環境の保全を道政の基調とし、無秩序な開発を防止して安全で緑豊かな生活環境を創りあげingことを目的としています。

【北海道自然環境保全指針】P24

平成元年に北海道が策定した指針で、良好な自然環境を適切に保全するために、自然の現状を的確に把握し、これを評価して、保全を図るべき自然を明らかにするとともに、それらの自然環境の保護と利用に関する施策を総合的かつ計画的に展開するための目標と方向を示しています。

【北海道循環型社会形成推進基本計画】P4

平成 22 年に北海道が策定した計画で、ごみの減量化やリサイクルを進めるために、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を進めることを目的としています。

【北海道生物多様性保全計画】P4

平成 22 年に北海道が策定した計画で、北海道らしい自然共生社会の実現を図るために、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することを目的としています。

【北海道地球温暖化対策推進計画】P4

平成 22 年に北海道が策定した計画で、地球温暖化防止に積極的に貢献するため、地球温暖化を克服し、環境と調和した持続的に発展することができる社会の実現を目指すことを目的としています。

<ま行>

【マイクログラム μg 、ピコグラム pg 】P35

ごく微量の物質の重さを表す単位です。

「 $1 \mu g = 100$ 万分の $1g$ 」、「 $1 pg = 1$ 兆分の $1g$ 」になります。

【面的評価】P38

道路を一定の区間ごとに区切り、評価区間を設定し、評価区間内の代表する地点で等価騒音レベルの測定を行います。その結果を用いて、評価区間内の道路端から 50m の範囲にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより、環境基準を達成する戸数とその割合を評価する方法です。

<や行>

【有害大気汚染物質】P35

「大気汚染防止法」では、「継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義され、有害大気汚染物質である可能性のある物質は数百種類とされ、現在調査が進められています。その中から人の健康に係る被害を生ずるおそれがある程度高いと考えられる物質を「優先取組物質」として現在は 23 物質が選定されています。そのうちベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては早急に抑制しなければならないとする「指定物質」に指定されており、排出施設からの排出抑制基準や環境基準が制定されています。

【要請限度】P38

自動車交通騒音・振動が、総理府令で定める限度を超えて発生し、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、「騒音規制法」及び「振動規制法」の規定により、市町村長は公安委員会に対し「道路交通法」の規定による車両の通行の制限について要請することができます。また、道路管理者や関係行政機関に、道路構造の改善について意見を述べることができると定められています。

<ら行>

【ラムサール条約】P3

正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1971 年（昭和 46 年）にイランのラムサールで開催された会議で採択されました。湿地の価値を認識し、その生態系を維持できるような方法で湿地を持続的に利用するために制定されたものです。

【リオ宣言】P3

正式には「環境と開発に関するリオ・デ・ジャネイロ宣言」といい、1992 年（平成 4 年）の環境と開発に関する国連会議において 27 の原則から成る宣言が合意されました。

【リターナブル容器】P45

中身を消費した後、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再使用できるようにした容器のことです。ガラス製のビールびんや一升びんなどが該当します。ごみの発生抑制の手段として有効とされています。

<わ行>

【ワシントン条約】P3

正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」といい、1973 年（昭和 48 年）にワシントンで開催された会議で採択されました。野生動植物種の国際取引がそれらの存続を脅かすことのないよう規制するために制定されたものです。